

会議録

令和4年11月4日(金) 場所 3階 第5研修室

会議名：第3回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、廣瀬副委員長、手塚委員、東出委員、吉田委員、安齋委員

新井田委員、相澤委員、竹田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後3時29分

事務局 片桐、福田

開会

1. 委員長挨拶

平野委員長 それでは、皆さん改めまして、おはようございます。

定刻若干過ぎましたが、これより第3回総務・経済常任委員会を開会いたします。

出席委員は10名でございます。委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

会議次第についてはFAXで流し、資料については事前に配付しておるところです。

まずをもちまして、きのう肌寒い天気ではあったんですが、大産業まつりが盛会で開催されまして、お手伝いのかた、あるいは産物をいろいろたくさん買っていただいたかた、皆さんなにかにか産業まつりに関わったのかなど無事盛会で終わって良かったなと思っております。

夜についても鶴岡の方々を迎えるにあたって歓迎の会ですか、大変遅い時間まで参加されたかたもいるということで、大変お疲れかとは思いますが、きょう1日よろしく願いいたします。

2. 調査事項・報告事項

<税務課>

1. コンビニ収納事業の現況について

平野委員長 それでは早速、調査項目なんですけれども、税務課、1と2の表題がございまして、資料が配付されておりますので、早速資料の説明をお願いいたします。

福井(弘)課長。

福井(弘)税務課長 委員の皆様、おはようございます。税務課、福井でございます。

それでは、私のほうからコンビニ収納事業の現況について、並びに納税貯蓄組合の現況についてご説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。

コンビニ収納につきましては、時間や曜日などに関係なく納税することができるため、納税者の利便性や収納率向上を図ること目的に導入してございます。

開始時期につきましては、平成31年4月1日からスタートしており、対象税目は記載の4税目となっております。

4. 取扱事業者につきましては、セイコーマートやセブンイレブンなどのコンビニ、MMK端末の設置店のツルハドラッグ、電子マネーのペイペイやラインペイなどとなっております。

5の事業の状況と分析につきまして、(1) 納付方法別の割合につきましては、コンビニ収納がはじまった平成31年度と比較して、伸び率が一番高いのがコンビニ納付となっており、2.7%の増となっております。

一方で、一番減少しているのが金融機関などの窓口納付で、4.8%減となっております。

要因といたしましては、金融機関が窓口休業時間を設けたことや時間に制限のないコンビニでの収納が増加したことが考えられます。

(2) コンビニ納付の時間別利用割合につきましては、金融機関の窓口が営業している9時から15時までが一番多く56.8%の利用であったものの、窓口営業が終了した時間でも約40%を超える利用があり、コンビニ納付のニーズがあることがわかります。

(3) コンビニ納付の曜日別利用割合につきましては、月曜日から金曜日までの平日利用が約80%となっております。一方で、土日の利用が20%あり、一定程度の利用があることがわかります。

以上を踏まえますと、コンビニ収納事業については、これまで納付することができなかった時間や曜日での利用があり、年々利用割合も増加していることを踏まえますと効果があったと認識しております。

6. その他（地方税の電子化）につきましては、国が推し進めますデジタル化は税についても進んできており、税制改正に伴い地方税の各種通知書の電子交付や地方税共同機構が全国統一で運用する地方税QRコード決済など電子化が図られます。

令和5年1月からスタートする軽自動車税納付確認システムは、軽自動車税の納付情報を軽自動車検査協会で電子確認することが可能となり、車検時に必要であった納税証明書の提示が不要となります。

軽自動車ワンストップサービスにつきましては、新車購入時の検査審査から手数料、重量税の納付、環境性能割の申告納付までをオンラインで手続きが可能となります。

令和5年4月からスタートする地方税QRコード決済については、地方税共同機構が全国統一で運用をスタートさせ、全国の金融機関窓口やクレジットカードで地方税を納付することが可能となります。対象税目は4税目となります。

令和6年4月からスタートする町道民税の特別徴収税額通知書の電子交付は、希望する事業所に対して可能となります。電子化が急速に進んでおりますので、事務の進捗に気を付けながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

平野委員長 それでは、1番のコンビニ収納事業の現況についてということで、2ページにわたって説明いただきました。

各委員から質疑があればお受けいたします。

安齋委員。

安齋委員 コンビニ収納の割合が増えたということと、それから土日の割合が20%あって、利用がニーズがあるということはよくわかりました。

それで結局、一番大事なのがコンビニ収納したことによって、いままで払にくいから払わなかったんだっていうような言い訳をしないで、払ってもらえるという間口が広がったということによって、納税率が実際どれくらい増えたかというのは、なにか確認できるものはありましたか。

平野委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 このコンビニ収納がはじまった平成 31 年度の税の収納率でございますが、決算の資料にもお示しさせていただいておりますが、平成 31 年度は 88.3 %の収納率でございました。令和 3 年度につきましては、91.2 %となつてございますので、2.9 %収納率が増加してございますので、こちらの収納率を見ても効果があったと認識してございます。以上です。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

新井田委員。

新井田委員 その他の地方税の電子化について、ちょっと何点か聞きたいんですけども、先ほど課長のほうから 5 年・6 年にまたがる電子化がされるっていう中で、危険な部分ですよね。間違いだとかそういう部分に関わるお話だと思うんですけども、これに伴う電子化に伴ういわゆるシステム導入なんかっていうのは、あるんですか。この辺聞きたいです。

平野委員長 山下主査。

山下主査 今回、5 月からはじまる軽自動車税の納付確認システムですとかワンストップサービスに関しましては、現在システムのほうを改修しております。QR コード決済も同時に進めているというような状況です。

6 年からはじまります町道民税の特別徴収の税額通知は、現在、事業所宛ての通知はもうはじまっておりますので、それに加わるように従業員宛ての通知が電子化になるということですので、これに関しては改修は必要はありません。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 概ねだいたいそういう危険な部分についての改修は想定されているということなんでしょうけども、いま業務の中でそういうことをおっしゃったんですけども、何が一番懸念材料になっているのかっていう部分、いまいまの状況で、今後こういう電子化の導入の中で、課としてこの辺が考えられるんですっていうようなことがあればお聞きしたいです。

平野委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 軽自動車税の納付確認システム等は、こちらのほうで収納したデータをこちらのシステムのほうに入力して報告することで、検査協会が納付状況を確認できるということですので、その登録事務と言うんですか手続きの部分の収納した情報を随時更新していくという作業がどうしても必要になってくるっていうような形になりますので、そこら辺の事務が繁雑になって入力漏れがないように、気を付けながら事務を進めていきたいと考えてございます。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 コンビニ収納のことなんですけれども、事業の分析っていうことで窓口納

付、ちょっとお聞きしたかったんです。この窓口納付っていうのは、金融機関のみの数字でいいんですか。

廣瀬副委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 金融機関以外の役場の窓口もございますし、あとは滞納整理機構から入ってくる納付金額の件数もそちらに含まれてございます。

平野委員長 廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 因みに役場の窓口納付っていうのは、このうちの何パーセントくらいがわかりますか。

平野委員長 山下主査。

山下主査 銀行さんがお昼休みをちょっと休憩時間を設けたということで、若干こちらのほうに増えているような状況ではあるんですが、コンビニも同時にはじまっていますので、割合的には金融機関さんと同じくらいの件数だと認識しております。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

又地委員。

又地委員 2 ページの一番下なんですけど、令和6年の4月から町道民税、特徴の部分なんですけれども、これは「希望する事業所に対し特別徴収税額通知書の電子交付が可能となる」ということなんだけれども、各事業主さんが答えてくれている納付方法だと思っている。これ電子交付、通知書の交付だけであって、各従業員から差し引いたというか納付する金額というのは従来どおりということになるのかな。

もう一つ、そしてこれ令和6年の4月からということなんだけれども、特徴をやっている事業主さん方には、どんな形で教えてやるのかと。これ大事なことだと思うんですよ。というのは、特徴が一番大きいんですよね収納率が、30.4%だ。ここいらは大事にしないとだめだと思っているんです、私は。だから、その辺を事業主さんに詳しく教えてやるその方法と言いますかその辺の検討はなさっているのかどうか。

平野委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 特別徴収税額のいまのところは通知のみとなっていてございますので、納付書の関係はいままでどおりのもとなります。

あと、周知の方法でございますが特別徴収税額、特徴が発布する際に周知のほうは、いま現在も事業所分は電子化されてございますので、毎年その時には必ず電子化の変更も可能ですっていうことで、通知は出させていただきます。

平野委員長 ほか。

なければ1点だけ私からなんですけれども、コンビニ払いを開始したことによって、収納率含めパーセンテージも上がっているっていうここに数字は出ているんですけれども、このコンビニの中に令和3年度14.8の中に、電子マネーも組み込んだりしていますよね。

私ちょっとコンビニで払うのと、電子マネーで払うのってタイプ違うと思うんです。この14.8の中の電子マネーのパーセンテージって出されているのかどうか。というのは、コンビニまで結局足を運んで行かなければならない、役場だったり銀行に行くよりは手軽で行けるかもしれませんけれども、電子マネーだと家で携帯一つでやれると。これからどんどんどんどん需要増えていくと思うんです。いま現在、ペイペイとラインペイのみなんですけれども、電子マネーの種類様々、もういま数十種類、十何種類は皆さんの使われて

いる種類増えていると思うんですけども、それらの他社を増やしていくっていう考えについては、どのように考えているのかとあわせて2点ほど。

平野委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 こちら14.8%の中の電子マネーのパーセンテージでございますが、4%となっております。

もう1点、それ以外の電子納付の何とかペイっていう部分でございますが、こちらの資料の2ページ目の令和5年4月にスタートいたします地方税QRコード決済、こちら全国统一ということで、全国の金融機関の窓口とあとはクレジットと説明させていただきましたが、この中にもペイのほうも。いま現在、国のほうで契約事務が進んでございまして、どこまでのペイが対応になるかというのは、まだ最終的には確定はしてございませんが、こちらのほうではある程度の電子マネーでの電子決済ができるような形になってございます。

平野委員長 わかりました。

2. 納税貯蓄組合の現況について

平野委員長 それでは、次の項目の説明をお願いいたします。

福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 それでは、3ページ目をお開きください。

納税貯蓄組合は、各種税金の円滑な納付を目的とした団体で、令和4年度当初で17組織、328名となっております。

令和3年度の収納件数は3,202件で、収納額は5,286万4,000円となっております。内訳は記載のとおりとなっております。

4の組織の状況と分析につきましては、組合員の高齢化に伴い、年々解散する組合が増えてきております。一方で、令和3年度の納付額は5,000万円を超えております。納税貯蓄組合は地域が主体の組合であるため、組合員の納税意識が高く、組合としての存在意義はあると認識してございます。

説明は、以上となります。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑あるかたお受けいたします。

新井田委員。

新井田委員 お尋ねをしたいと思います。

この状況の資料でいくと、やはりすごく約5,300万程度の成果としてあがっていると。

一方ではいま言ったように、高齢化の中でやはり組合員そのものが危機的な状況もないわけでもないということなんだけれども、行政とすれば今後やはりどういう見方をされているのかなと思うんです。確かにいま言ったように、いろんな税のシステム化の中で、いろんな構築されてきているわけですけども、はたして今後いろんな人的な部分を含めた中で、行政として今後どういうふうを考えているか。確かにいまの状況でいくと、存在意義はあるという評価なんだけれども、この辺ちょっとお尋ねしたいです。

平野委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 納税組合の将来に見据えての部分でございますが、納税組合自体も納

付手段の一つと認識は私はしてございます。多種多様な納付手段を確保するためには、必要なものと認識はしてございます。特にこの納税組合に加入されているかたが先ほども説明させていただいたとおり、ご高齢のかたがちょっと多いということでございます。

納税組合自体も高齢のかたにということで、年間で納める税金を月ごとの一覧にわざわざしていただいてそれを配付することで、またあわせて集計をすることで、納税組合に加盟されている組合員の納税意識の向上につながっていることも考えますと、納税組合の意義は私はあると思っております。ただ、解散する組合も現実的に増えてきてございますので、いま直近ではないにしろ、状況を踏まえて検討していかなければならない時期はくるものと考えてございます。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

又地委員。

又地委員 収納事業の中で、収納件数が3,202件であるんですけども、収納額は収納額でいいんですけども、これ納税義務者の中の何パーセントにあたりますか、3,202件というのは。

平野委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 12.5%となります。

平野委員長 又地委員。

又地委員 各町内会にそれぞれ納税組合があったわけですよ。町内会は25町内会あるわけですけども、やはり下段のほうに書いてあるとおり「組合員の高齢化」、組合員の高齢化はいいんですよ、それは。ただ納税、集めてくれるかたって言いますか、その人方の高齢化が進んでいるということなんですよ。組合員の高齢化は当然、木古内町の高齢化率は50%以上になっているわけだから、納税義務者は高齢化している。これは当たり前話。

ただ、集めてくれる人が高齢化しているから組合を解散する、せざるを得ないという現状なんですよ。それで私、うちの港町町内会ももう解散したんです。そんなことを考えると、そうしたら納税組合が一生懸命頑張ってくれている姿というのは、金額で5,286万、これはこれでいいんですけども、そうしたらこれから電子マネー云々だとかコンビニ云々だとかって結局は、コンビニ等を利用する中で、組合員がそっちのほうがいいと。あるいは、納税者の個人情報、わかりますよね。そういう部分もこれいろいろ絡みがあるだろうと私は思っているんです。これは、ある意味では納税組合もやはり守秘義務、集めてくれるかたの守秘義務というのは当然あるんですよ。だから、どこどこはいくら納めているとか、そういう話がちまたに広がっていくから、過去にそういうことがあったんです。それで、私そうしたら組合を抜けるだとか、そしてだんだん組合員が減少していったという例もあるんです。だから、その辺は現存する17組合あるわけですよ。だから、そういう部分に関しては少し担当課のほうで、ある意味での指導をしっかりしていかないとだめだろうとそんなふうに思っていますので、あと滞納整理機構との絡み。この辺もいまの総務課長が税務課長やっていた時に、コメントとして私が幅崎総務課長、もとの税務課長と話、納税組合の役割ってというのはどうなんだろうという話をしたことがあるんですよ。今回は、「存在意義があると認識している」というふうに結んでくれているんですけども、私も意義があるだろうと5,300万近く集めてくれているわけだから。だけれども、当時の税務課長にすれば滞納整理機構があると。滞納した部分に関しては、滞納整理機構に依頼

する部分があるわけだから、その辺は当時の税務課長の考え方としては、クエスチョンマークだある意味の。そんな話をしたことがあるんです。それで、いまの税務課長としてこの辺どんなふうに捉えているのかなとちょっと伺っておきたいなど。

平野委員長 福井（弘）課長。

福井（弘）税務課長 滞納整理機構部分の意義の部分につきましては、令和3年度の収納額でいきますと750万程度収納してございます。移管額が1,100万ぐらいですので、収納率にいたしますと64%程度でございます。

滞納整理機構につきましては、木古内の部分につきましては、収納額・収納率に伴って多く収納していただいておりますので、こちらにつきましてはの意義につきましても、大変意義あるものだと思っております。

一方で、納税組合につきましては、組合員さんのほうを収集していただくことで、収納率がほぼ100%となっておりまして、納税意義の部分を組合員さんに問いただしていただいて、意義を感じていただけるという部分では、納税組合の意義はあるものと思っております。

平野委員長 私からもひとことと言いますか予算委員会の時にも同様のお話させていただいて、最後の「存在意義はあると認識している」部分については、私もそれはいらぬよとまでは言うつもりもないんですけれども、やはり町が補助金を納税組合に100万前後掛けているという部分ありますし、12%っていうことは1割のかただけが所属している。公平不公平の観点で考えることではないのかもしれませんが、やはりその一部の人だけがそれを利用できていることがはたしてどうなのかなとも感じますし、今後間違いなくほかの地域も収納できなく解散したのがほぼほぼここまで来たわけですから、これらの団体もそのようになっていくだろうと推測もしますので、そうなった時の対応をしっかり課として取り組めるように準備だけはしておいてほしいなと思っております。

ほかないようですので、調査項目については以上終えたんですけれども、ほか税務課に関わる何か質問あるようでしたら承りますし、なければ終えたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 以上をもちまして、税務課の調査を終えたいと思っております。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時35分

<町民課>

1. ごみの減量化対策について

2. 新規ごみ袋の実態について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査、町民課でございます。お疲れ様です。

3項目の調査を挙げておりました、それぞれ資料がございますので、1・2はあわせて説明いただいたほうが連動性あるかと思っておりますので、早速資料の説明をお願いいたします。

阿部課長。

阿部町民課長 それでは、町民課の半期の説明をさせていただきます。

まず、ごみの関係は、ごみの減量化とごみ袋の実態ということで、後ほどの説明になりますが、ごみ袋は実際2か月しか販売実績がありませんので、今後やはり3月まで推移を見なければちょっと状況は説明しづらいのかなと思っておりますが、いまの段階として報告をさせていただきます。

まず、1点目の減量化対策についてですけれども、令和3年の8月から町政広報で減量の方法ですとかごみの出し方など町政広報に連載として周知してございます。燃えるごみの量をいかに減らせるかということがやはり課題になるかと思っておりますので、例えば資源ごみに回せる紙ごみですとか、牛乳パックですとか、そういうようなものをまずは資源ごみに回せるように広報誌で周知徹底をしているところであります。

あと、ペットボトルについてもそうなんですけれども、やはりすすいでちゃんとペットボトルのごみとして出していただくというあたりが皆さんたまに周知しなければなかなか気が付かないということですので、そこもわかっていることではあるけれども、周知させていただいております。

あと、例にありますけれども生ごみの水切りということで、やはりここがご家庭でそれぞれ三角コーナーで、それぞれ処理されているかと思うんですけれども、この水切りの度合いがどのくらいできるかということによっても生ごみの量が燃えるごみの量がかなり減らせるということで、ギュッと絞ってから出してくださってというあたりを去年も周知させていただいたところであります。

あと、食品ロスってということで一番最後に書いておりますが、やはり食品ロスってということで、捨てられる食材がそれぞれのご家庭でもあるということで、そこはできるだけ捨てないように食べられる範囲でお買い物をしましょうというあたりを食品ロスの観点からも記載させて、広報で周知させていただいたところであります。

結果としまして、ここもまだ表にあります31から令和3年度までの可燃ごみの重さの推移を書いておられますけれども、これは単位はtになっております。可燃ごみとしましては、令和2年度と令和3年度を比較しましても、若干しか落ちておりませんので、広報活動によってかなりの効果が出たかというのは、やはりちょっと我々としてもまだまだ疑問が残るところでありますので、さらにこういう周知徹底というのは続けていくつもりでございます。

あと、空き瓶とペットボトルについても令和2年度が48t、令和3年度は47tということで、ここについては町内会のペットボトルもこちらのほうに町内会の回収がいまペットボトルないということで、こちらのほうに回っていると思うんですけれども、それにしても少しは減っているというような状況でございます。

ごみの減量化対策については、以上でございます。

次に、新規ごみ袋の実態ということで、令和4年の9月からということで、可燃ごみの10ℓと空き瓶・ペットボトルの45ℓを追加してございます。

9月になった理由については、業者さんのほうで原材料が間に合わないということで、

袋を作ることが実際難しいというふうに言われておりました。結果として9月にはなんとかかしますということで、年度内は間に合ったところでありますが、そのような状況でございます。

それで、ここを見た場合に45ℓのところからまず見ていただきたいんですけども、可燃ごみの45ℓ。横に見ていただきまして、令和4年の9月・10月分の合計が1万3,900枚ということで、計を出してございます。令和3年度についても同じ9月・10月と比較してございます。ここについては、令和3年度は1万5,300枚ということで、45ℓについては若干減っているというような現状です。

同じく可燃ごみの20ℓについても今年度の9月・10月は1万1,700枚、令和3年度は1万3,900枚ということで、2,200枚ほど減ってございます。

可燃ごみの10ℓがどのくらい販売されたか、町のほうから販売店のほうに渡せたかということですが、そこについては9月が6,200枚、10月が1,200枚ということで、7,400枚ほど販売店のほうに販売してございます。

次に、空き瓶・ペットボトルのほうでございます。ここについては、45ℓが追加になった部分であります。9月販売分は2,150枚、10月販売分が1,600枚ということで、3,750枚が販売されてございます。

ごみの減量化とごみ袋の実態については、以上でございます。

平野委員長 1ページ目の説明していただきましたので、質疑をお受けしたいと思います。

吉田委員。

吉田委員 声まだ戻ってこないの、聞きづらいかもしれませんが、1点だけ質問させていただきます。

先ほど課長のほうからごみ袋のやつはなんと確保できたと。今後、いまの状況から言うところにごみ袋ばかりじゃなくて私達もそうなんですけれども、とにかく原料が入ってこない。ナイロンとかこういう特殊なものが供給できないという事態になりかねない。そうなった時にごみ袋が値上げをしていかざるを得なくなった場合は、やはりごみの部分というのは、値上げということになっちゃうのかなって心配する懸念なんです。ずっとそのままでいけるのであればいいんですけども、いま供給すらが難しくなってくるっていう自体になった時に、その対策っていうのはもう事前にどういう方法って行政側は作っていかないとそこら辺が町民にしてみたらどうするんだろうなっていう話になってくるので、そこら辺の部分でわかりうる部分だけでいいですから、説明をお願いします。

平野委員長 阿部課長。

阿部町民課長 いま言われたように、確かに原材料が全て上がってしまっていて、ごみ袋に限ったことではないということで、ごみ袋の業者さんについてもやはり単価を上げる可能性がありますということは、事前にちょっと申し出されてございます。それは、当町に限ったことではなくて、全般的にもうそういうことになっております。その際に、ごみ袋の値上げだとかそこまで考えるかどうかということですが、まず現段階とすればまだごみ袋の値上げというところは、少し抑えて社会情勢の様子を見つつ、あとは判断はせざるを得ない時期もくるかと思いますが、いまのところは値上げの考えは担当課とすれば、いまは考えておりません。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

又地委員。

又地委員 課長、ごみ袋の販売数だとか出ているんだけど、1戸あたりのごみ袋の袋代ってというのは、平均でいくらだ。それ出していますか。1件あたりだよ、平均。一頃は、1件あたり2,000円くらいかかるという話もありました。減らせ減らせとごみの量を。一番なのは可燃ごみなんだけど、減らせ減らせって言いながらも1件あたり年間いくらくらいかかっていますよというようなことも教えないとだめだ、ごみの搬出量を減らすためには。いろいろいま物価も上がっている中で、細かい部分を町民に教えてやる方法を取らないとだめだろうと私はそう思っているんです。だから、うちの町内会はそういうのはだいぶ前だけれども、1件あたり2,000円かかっているよと。だから極力、ごみは出さないようにしようと。そして、資源ごみの回収業者に極力出すようにしようということもしているんだけど、担当課のほうでただごみを減らせ減らせだとだめだと思うんだ。だから、これだけかかっているんですよと。戸数的にはうちは何件あるんですか、全町で1,800戸くらいあるのかな。だから、そういうことも割り算すれば簡単に出るわけだし、それと生ごみ水切り、この方法をどうやったら広報とかにも水を切って出しましょうと。それは、そうだねとみんなわかっていることだ、水を切って出せば重量が減るしと。その水切りの方法等々を本当に簡単にできる方法を教えてやる。例えば、4ℓのペットボトルに水を入れると。そうすると4kgあるんですよ、4ℓだから。そして、ごみをためているところに晩に寝る時に、4kgのペットボトルの水が入ったものを重しとしてあねすると水が切れますよとかがあってなにかそういう方法論を検討して教えるべきでないのかなと思うんです。うちの町内会はやっていますよ。極力水を切って出そうと、そうしたらどんな方法あるかなと。コンクリートの塊を町内会で作ってくればいいねとか、そうすればお金がかかる。3kg・4kgのコンクリートの塊を四角いブロックみたいなものを。そうするとお金がかかるから、あるお母さんから4ℓのペットボトルに水をいっぱい入れれば4kgでしよう。それを重しとして使ったら簡単に水切れるよねというようなそういうアイデアも町民サイドから出てくるんですよ。一頃、畑にコンポスト、あれもいいようで悪い。

これは、水は切れるんだけど、最近熊の問題があると。それと、なかなか空き地がないとできない。だから、もう水切りの良い方法というのをやはり担当課でもいろいろ勉強して、町民にこういう方法と教えるのが水切りの一番手っ取り早い方法じゃないのかなと思いますので勉強してください。

平野委員長 阿部課長。

阿部町民課長 そのような意見をいただきまして、ありがとうございます。

実際、我々もほかの自治体でどういう水切りをやっているだとかそういうのも調べたんですけども、なかなか良いのが出てこなくて、ギョッと絞るといっても要するに生ごみなので、みんな絞りたいがらないというのが実際のところですので、だから良い方法をやはり皆様からも意見をいただければ、我々としてもその方法も検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

平野委員長 1人あたりの単価だとかの意見についての見解っていうか数字とかがどうですか。

阿部課長。

阿部町民課長 1人あたりのごみの経費にかかる周知についてもやはりごみ袋だけで、ご

みの処理が賄われているわけではないので、その辺もトータル的に広域事務組合の費用ですとか、そういうのが全部トータルの費用になりますので、そういうのはやはり一度と言いますかわかりやすく周知できればなと考えております。ありがとうございます。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 いま議長のほうからの質問で、私もコンポストの問題。いま現在でもコンポストの事業ってやっているのかどうなのかがまず1点。あと、先ほど議長が言っていたコンポスト、農地と違って以外と場所があるのでやるんですけども、逆に熊が呼んじゃう。

そして、そのコンポストをひっくり返して持って行っちゃっている熊も実際2日前にその人から聞いたんですよ。コンポストを置いていたら、熊が持って行っちゃってっていう話も聞いているので、逆に危険だなんていうのもあるので、そこら辺どういうふうなこれから、もうないならないでいいんですけども、この辺もやはり課題なのかなと思っていますので、その辺の見解をお願いします。

平野委員長 阿部課長。

阿部町民課長 コンポストについては、まず補助金はもう止めてございます。いま言われたように、やはり我々も農地の持っているかたから聞いたら、やはり熊に持って行かれて木に引っかかっていたりですとか、コンポストを置くことによって熊が寄ってくるという可能性が大だということで、推奨してございません。ということで、コンポストについてはありませんので、よろしくをお願いします。

平野委員長 ほかなければ、次に進んでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

3. 空き家対策事業の進捗状況について

平野委員長 それでは続いて、空き家対策事業の進捗状況についてということで、資料の2ページ目の説明をお願いいたします。

阿部課長。

阿部町民課長 それでは、2ページ目の3の空き家の進捗状況についてを報告いたします。

まず、経過と今後の予定ということで、新栄町が上の段、下の段が釜谷となっております。経過で済んだところについては、色を塗っておりますので、予定については白いところでございます。

いままでの報告と重複するかもしれませんが、上から時系列に報告させていただきます。

まず、新栄町の令和4年の4月から家屋所有者・相続人の調査ということでございますが、ここについては今年度の分を載せておりますが、過去からここはずっと調査を続けているものでございます。

それで、ことしの4月の13日に特定空き家の該当、認定ということをしてございます。

8月には、相続人が不在であることを確認し、所有者を確知できないと判断しております。さらに8月、そのような状況ですので略式代執行を実施するという判断と決定をしてございます。

次に、9月の27日には建物の管理者に改善措置の助言をしてございます。

10月の11日には、今度は土地の所有者についても改善措置の勧告をしたところであり

ます。

次に、4年の10月14日には早速土地の所有者から連絡があったというような中身です。今度は、その電話連絡があったことから、10月18日に広告ということで、ホームページ等で広告をしてございます。

次に、10月の20日にはうみ街信用金庫と根抵当権のことで協議をしてございます。

今後については、11月の10日に指名競争入札の予定ということと、その入札が終わり次第、略式代執行の実施ということで、なんとか年内に実施できるようにというふうに進めてございます。

次に2番、下の段の釜谷の経過についてでございます。

ここについても4年の3月16日からとなっておりますが、過去にはずっと調べてきておりますので、ここは一応ここから書かせていただいております。家屋所有者、相続人の調査ということで、あとは3月27日には実態調査もしてございます。

3月29日には、上磯郡漁業協同組合とここも根抵当権の協議をしてございます。

次に、4月12日には空き家の除去の補助金の案内を相続人の方々に一度送らせていただいております。

4月の13日には、特定空き家の該当判断、認定という行為をしてございます。ここは、ずっと引き続いて所有者の特定だとかいろいろなことについて、顧問弁護士に確認をして随時判断を仰いだりしていたところでございます。

次に、5月13日にはここは建物管理者への指導書の送付ということです。その指導書を送付したことによって、7月に第1順位の相続人、配偶者と子、あと第2順位の相続人が不在であることが確認できたというようなところですよ。それによって、同じく7月から今度は第3順位の相続人の調査を行って、現在に至っております。

その途中では、8月には土地建物の全部事項証明書の交付申請ですとか、登記の確認を改めて現時点の確認をしてございます。

9月6日には、建物が非常に危ない状況になったので、ここは緊急安全措置として単管で壁が道路側に倒れないように補強をしてございます。

次には、10月27日には第3順位の相続と推定される人物に特定空き家の告知とあと町の補助金の案内を送付してございます。

早速、もう数件電話で問い合わせが来ておりますので、今後また複数人結構いらっやいますので、今後もまた引き続き電話対応でご案内することになるかと思っております。

今後の釜谷の予定ですけれども、第3順位の相続人が存在した場合というものと、右側には相続人が不在だった場合と書いてありますが、放棄をされている場合がもしかすればあり得るかもしれません。いま案内している中で、私相続放棄していますというのがもし出てくれば、ここは不在のほうに右側のほうに移ると思うんですが、いまのところは左側の相続人がいるだろうということで、こちらのほうで進んでございます。

12月には、改善措置を助言、今度は勧告、あと命令、あとは公告です。そのあとに、行政代執行の実施ということで、ここについてはいまこれから新年度にどうしてもなってしまうのかなというふうに考えてございます。もし相続人が不在だった場合ということで、右側にいったとしても冬の前とかに解体するっていうことは実際現実的に不可能と考えておりますので、ここは順番に段取りを組んで進めてきたいと考えてございます。以上でござ

ざいます。

平野委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 1番目の解体を行う指名入札、これが11月の10日ということは、もうすでに入札の案内をしているっていうことですね。議会から先般の常任委員会含めて、臨時会等の中でもやはり町の一般財源での費用ですから、いくらかでもやはり安くなるっていう軽減になる方法っていうことで、議会からもかなり訴えてきたんですよね。指名入札ばかりでなく、見積もり合わせだっってすることによって、この価格が半減する可能性もあるってというようなことをその辺を行政内部でどのような検討結果、再度予定どおりの指名競争入札に至ったのかっていう部分について説明。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先般、補正予算で議決をいただいたこの件でございますが、その際にも予定価格を町として設計する段階で、特定空き家この解体についてに限っての手法というのを検討してまいります。そして、費用の圧縮に努めていくという考えを持って、まずは建設水道課のほうでこれまでどおりではなく、諸経費の持ち方をこの事業に限っての考え方をまとめた上で、今回予定価格というものを設計というものを組みました。それを踏まえて、指名委員会の中でじゃあこれをどのようにしますかということ、その中で当然指名競争入札なのか見積もり合わせなのかというものを議論いたしまして、このたびは指名競争入札でいきましょうという形で、いま現在進めているという状況でございます。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 最終的に諸経費これらの部分を考慮した中で、予定価格を設定したと。ということは、当初の予算から見ればかなりの例えば金額的な減が生じたっていう捉え方でいいのかどうなのか。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 正確な金額を申し上げることはできませんが、当初予定していた価格よりは低い金額でということをご理解いただければと思います。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 何点かについて、お伺いしたいと思います。

まず一つ目は、経過のほうの10月14日、土地所有者から電話連絡という書き方なんですけれども、これはどういうことで電話連絡があったのかどうなのかということをお知らせしていただきたいと思います。

それから10月20日、うみ街信用金庫で根抵当権についての協議をしたんですけれども、この経過というのはどういうふうになっているのかということなんです。

それから次、釜谷の件ですけれども5月13日、管理者への指導書送付となっているんですけれども、ここの管理者という書き方なんですけれども、私ここ理解できないです。

それと次が8月の2日、土地及び建物の全部事項証明書交付申請とあるんですけれども、これもちょっと私勉強不足でわからないので、お知らせしていただきたいと思います。

それから10月27日、第3順位の相続人と推定される人物に特定空き家の告知と町の解体補助の案内を送付とあるんですけれども、ここは第3の相続人が存在するというふう

私理解するんだけど、ただ予定の中で相続人が不在だった場合ってここで言っているんだけど、10月27日に相続人と推定される人物に案内を送付しているのであれば、第3の相続人が不在だった場合というのは、あり得ないんじゃないかなと私はそういうふうに理解するんだけど、その辺はどういう状況になっているのかちょっと何点かしましたけれども、説明していただきたいと思います。

平野委員長 阿部課長。

阿部町民課長 まず順番に、上の新栄町の10月14日の土地所有者からの電話連絡ですけれども、その内容ということで、これについては土地所有者については、所有者についても我々のほうで助言だとか勧告をしなければならないことになっておりまして、勧告をすることによって固定資産税が今度かかってくるということをお知らせしなきゃならないものですから、その勧告の段階で危険家屋になっておりますので、今度は固定資産税がかかる場合がありますというご案内を差し上げております。それについて、土地所有者のほうから「そうですか」ということで、「わかりました」ということで、まずは回答があったところでありまして。10月14日については以上で、次に10月20日のうみ信について、その協議結果ですけれども、うみ信のほうでは根抵当権は登記上付いているものの、残債がなくてさらにかなり古い抵当権の設定ですので問題ありませんということで、うみ信としては構いませんということで、報告をいただいております。

次に、釜谷の5月13日の管理者への指導ということで、ここの管理者というものは、この時点では建物の所有者が相続放棄をされていても、管理者に指導書を出すことになってございます。そこについては、建物所有者ということで指導書を出したところなんです。ここについては、第1順位のかたに出してございます。

次に、8月2日の土地建物の全部事項証明書というものですが、これは登記簿のことで、法務局で発行してくれる土地の所有者ですとか面積ですとか書いてある登記のことで、この謄本もその時点時点で、例えば途中で相続放棄されていたりなんかした場合に変わっていることがあり得るので、うちが大事な文書を発送する際にはこういうものを取って、再度確認した上で発送してございます。

次に、10月27日の第3順位の相続人と推定されるものということで、ここについては先ほど5月13日の第1順位、あと第2順位のかたにもその方々が相続放棄されていて、今度は第3順位のほうに回っていきますので、第3順位のかたに発送したというものです。

ただ、第3順位の相続人がいるので、相続人ってもう確定じゃないんですかというご質問かと思いますが、この方々も複数人いらっしゃるしまして、相続放棄されている可能性ももしかすればございます。それで、第1順位のかたも案内はしてそういうのが実際返ってきて、実際判明したということがありますので、いまその確認作業を随時電話で受け付けているというようなことでございます。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 だいたい理解するところは理解しました。ただ、上の新栄町の関係なんだけれども、それじゃあいままで固定資産税はどうなっていたのかなという一つの私疑問があるんですよ。固定資産税が説明であればかかる場合があるといういま説明を受けたんだけど、じゃあいままではどうだったのかなというのがまず。

それと、うみ信金の関係なんだけれども、もう残債がないですよといういま説明でした

よね。であればここではもうそうすると、根抵当権のこれは外してしまったのかな、どうなんだろうこの辺は。外せないものでずっと続いていくのかどうなのか。最終的には建物を壊しても抵当権っていうのは、どこまでも残っていくものなのかどうなのか、その辺ちょっと私勉強不足なのでわからないので教えていただきたいと思います。まず、2点。

平野委員長 阿部課長。

阿部町民課長 まず固定資産税についてですが、いままでかかっていたかかかっていないのかというご質問かと思いますが、税務の分野にはなるんですけれども、建物が建っている場合に土地の税金がかからないかからなくというか減免になって、かからなくなる場合があるということで、この家については実際のところ土地の固定資産税はかかっておりません。ただ、そこが家がなくなることによって、今度土地の税金がかかってくるということで、それは発生する可能性がありますよというご案内をしているというようなものでございます。

次に、抵当権を外したか外せないのかということかと思うんですけれども、抵当権については町のほうで町が所有者でもありませんので、抵当権を外す行為がいまできない状況です。それで、うみ信さんとしても結局抵当権が付いたまま登記が残っちゃうので、本来的にはうみ信さんもあまりよろしくないというふうに金融機関としては思っているんですけども、いまのところ町のほうで町の所有でもありませんので、外すことすらできないというような状況になってございます。ということで、結果とすればこのまま登記は残ってしまうというようなことです。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 そうしたら抵当権っていうのは、建物の関係で設定したと思うんだけど、建物は解体しましたよ、それから土地は残りますよね、そうですね。じゃあその土地の所有者っていうのは、違う別人でしょう。その別人になってもその土地はそうすると、抵当権が設定されている以上、売買できなくなっちゃうんじゃないかな。その辺はどうなんだろう。ちょっとわからないんだけど、それと土地の所有者、解体したあとは我々も更地しておくのか、それともある程度地盛りして、地面を整地してしまうのか、その辺までも先ほど聞き逃したんだけど、説明付きますか。

平野委員長 阿部課長。

阿部町民課長 いまの抵当権については、土地についての抵当権じゃなくて、建物についての根抵当権ということで、土地の所有者はそこは問題ないっていうようなことと認識しております。

あと、建物を除去したあとに更地どうなるんですかというご質問かと思いますが、やはりそのまま基礎を残すですとか、危険な状態にはやはりできないので、危険のないような後処理になるようにそこについては執行する予定であります。以上です。

平野委員長 ほかどうですか。

又地委員。

又地委員 まず根抵当権の云々だけでも、これは1番も2番目も根抵当権が外せませんよといういま説明だよね。この人方は、うみ街信金であれ、その人のほうの漁組であれ、債権放棄をしないっていうことでしょうか、そうでしょうか。ということは、債権放棄をしないっていうことは、この人方が壊さないとだめなんだよ。そういう感覚にならない。私は

そう思っているんだよ。だから釜谷の部分に関しては、だいぶ前になるけれども、漁組と話をした。そうしたら、私のほうで壊すと言っていた経過がある。根抵当権は外せないと。

要は外さないということでしょう、相手側は。うみ街信金であっても漁組であっても。

ということは、抵当権を設定しているんだから、この人方のものなんだ、そもそもお金を借りる時に抵当に入れたわけですよ。お金を借りたと。払えないと、例えば倒産だとか。そうすると、貸したほうのものでしょう。そういう考えにならないの。私はそう解釈している。

それともう一つ、今度は新栄町の部分だけれども、まず副町長、指名委員会のトップはあなただ。この主の政策っていうのは、大きく見れば福祉だと私は思っているんです。福祉政策の一貫だろうという私認識しているんですよ。そんな中で、先ほど同僚委員に一般財源云々の話あった。その中で、そうしたら見積もり合わせっていう方法はとれないのかどうなのかと。これは、総合振興局の建設水道課かどこかに行って聞いてみましたか。庁舎内だけの考えでなくして、道の指針ってあるわけだ。なんだかんだ私は指名競争入札しなくてもいいだろうと。だからこそ、見積もり合わせでもいいんじゃないのかと。そうすると、一般財源の投入が減額になるなど私はそう思っているんです。私、仮に例えば町で補正予算いま組むんだらうけれども、210万と当時、新栄町は。私、知っている人に見てもらったら、120万だ。ここに90万の差がある。だから、なんとなく一般会計で町民の税金を投入するのに、どうやったら安くできるんだらうという検討が徹底的にされていないんじゃないかと私はそう思う。なぜ見積もり合わせだとだめなのかと。なんだかんだ指名競争入札ということなんだよね、10日だ、もう2・3日したらあれかな。

それからもう1点次、債権放棄をしないということは、私のものですよという認識に立たないのかな。それと課長、例えば予定の部分、令和4年12月、その下令和4年1月だ。

これ間違っていないのかな。あり得ないんだこういうことっていうのは。そうでしょう。

これ令和5年だよ。それならおおよそわかるけれども。それで、今度もう一つ上のほう、建物は土地は借りていたということなんだよね、土地は。そうしたら、全部借りていたのかな。たぶん私はあそこを現地常任委員会で見に行ったけれども、家を建てている部分だけを借りてあったんじゃないのかなと思う。私の推測です、これは。そうすると、空き地の部分は税を課さないとだめだ。借りていない部分は。はじめて例えば土地の所有者に電話したと。そうしたら今度、家建っている部分は貸してあったと。そうすると、家を壊すから貸してあった部分に関してだけは、家がなくなるから税金かかりますよと。これ徹底的に調べた結果なのかな。なんか私、中途半端に感じるんだ。

平野委員長 又地委員、ここまで1回聞きましょう、3点ほどになっているので。

根抵当については、以前も同様の質疑で答弁はもらっていると思うんですけども、もう一度正確にいま聞いた部分を理解していただけるような答弁を。

阿部課長。

阿部町民課長 説明が難しいんですけども、抵当権があってもそれは所有者は決まっているわけですから、抵当権がある人が所有者になるっていうことは、まずはあり得ないと思います。さらに、抵当権を外すという行為が金融機関ができるかって言ったら金融機関もできないそうなんです。それで、うみ信も確認したんですけども、金融機関で抵当権もういりませんと言ったところで、抵当権を金融機関が外せないという。要するに、所有

者でなければ外せないというような仕組みになっているということで、そこについてはうみ信側の判断としても抵当権が付いたままでもこれはやむを得ないですということです。

次は、固定資産のことかと思うんですけども、土地に建物が建っていることで、土地の固定資産がかからない場合があるというふうに先ほどちょっと説明したんですけども、今度土地に建物がなくなることで、土地に固定資産がかかるということが発生しますので、そこについては今後は計算上発生する可能性はありますということで、そこはご案内しているところであります。

平野委員長 又地委員。

又地委員 新栄町は、土地を全部借りていたのか。

平野委員長 阿部課長。

阿部町民課長 そこについては、そこまでは調べ切れておりません。

平野委員長 又地委員。

又地委員 そういうふうな言い方をすると、そうしたら借りていない空き地の部分は税課税していないでしょう、いままで。

平野委員長 税務課が審査のもと、そういう課税の対象になっているわけですから、当たり前に一部だけ貸して残りの土地を税金払ってくださいっていうのは、あるのかないのかわかりませんが、おそらく税務課が適正にやっていますよね。

阿部課長。

阿部町民課長 土地としても建物以外に周りの土地っていうのはもちろんあるわけですから、そういうことで建物の建っている土地については。

平野委員長 又地委員。

又地委員 例えばこの家を壊しますよと。この人は元々の持ち主というのは、あそこは自分で建てた家じゃない。古い家を買ったんじゃないか。これなぜそういう話を聞くかと言うと、例えば古い家を買った時に売買契約とかするわけだ。だから、いま壊そうとしている時にそこまで売買契約した時に、例えば建坪がいくらだよと。そして、例えば土地の借用書だとか土地の賃貸契約、そういうものもちゃんと揃えないとだめじゃないのか。だから、私なんか不十分だなと思うのはそこにある。だから、使っていない土地まで借りる必要ない。ということは、これはずっと遡れば、そうしたら本来は税金を課すべきだったということになるかもわからない。あるいは、その土地の所有者は現存しているわけだ。そうですね。ある意味では、この人に聞いたらすぐわかることだ。ただ、一つの土地の中に家があるから税金がかからないんですということではない。もう少し考えを私は新たにすべきだと思うのは、そうしたらこの家を持っていた人は全部土地借りてあったんだろうかと。たぶん古い家を買ったんじゃない。

それから、今度下に入ります。まず行政代執行の時期、令和5年の4月、現場見てわかっているのかな。私、きのうまた見てきた。待てるわないでしょう、いま冬来るんだよ。

消防に頼んでトラロープ張っているだとか、当然消防に頼まないでだめだ、危険家屋に指定したわけだから。課長だって毎朝通勤時に見ていないか。あれ一冬ああやって投げしておくのか。行政のやっている仕事じゃない、これは。きのう行って見てきた、きょう常任委員会があるって言うので。ほとんど線路側のほうがちょっと建っているだけで、あとみんな壊れて、そして風が吹けば今度国道に飛んでくる。例えば国道に飛んできて、車にあ

たりました。事故が起きました。その責任はどこに来ると。町に当然来ますよ。ほったか
しにしておいたんだから。そういうことをもっと危機感を持って対応してくださいよ。来
年の4月だ、課長。例えば、第1順位の人に指導書を送付した。だけれども、第1順位
の人も第2順位の人も不在なんだ。返ってきた、その書類が。だから、第3にいったん
でしょう。だから、ここに例えば第3順位の相続人が存在した場合と不在だった場合と。そ
うしたら、第3順位の人に調査したならその結果はどうだったのかと。その結果も何もこ
こにない。そうしたら、相手が誰かもわからないで一生懸命仕事している。その結果が
出てくるわけじゃないのか。略式代執行の実施が来年の5月だ、春だ。一冬済んで春、
これ現場を見てもっと冬に入る前になんとかならないのかなという気がしないでもない
けれども、村上主任、例えば現場を担当しているいろいろ法務局だとか全部事項証明
書の交付が必要だとかというのは、村上主任が一生懸命やってくれているようですし、
もし私が言ったことで聞いたことで私が間違っているようなことがあれば教えてください。

平野委員長 いま様々な思いも含めて、これ前回の常任委員会の中でも同様の話
が出て、当然ながら皆さん見てわかるとおり、早くなんとかしなきゃならないとい
うのは当たり前の話であって、単管やったからといって冬越せるのかといたら私も
前回の常任委員会の煙突は倒れたらどうするのって、誰が責任持つのって同じ話
した経緯なんです。今回は、そのあとの進捗でいまこうなっていましたってこと
の調査であって、本来は前の話に戻ってまた同じことをやり取りする場では
ないんですけども、しかしながらやはり心配の思いからそのような質問になっ
ているわけですから、いまの話の中で再度前回と同様答えられることをわか
りやすく答弁していただきたいなとは思いますが。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 17 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩の中で、様々安全の観点からどうにかしなきゃならないという思い各委員
から出されたんですけども、その中でいま現在行政は法に基づいて進めている
わけですが、休憩の中で出された部分についての課長の見解を若干話して
いただいて、この辺で閉じたいと思います。

阿部課長。

阿部町民課長 まず危険家屋については、釜谷については、我々も先ほど
から来から出ているように、早急に何とかしたいということはもちろん思
って仕事を業務をさせていただきます。ただ、やはりあそこは砂利道の
通路もありますので、その道路に壁が倒れることだけは避けたいとい
うことで、あそこは通行車両も通りますし、非常に危険な状態です
ので、そこだけは回避したいということで、単管で災害対策法に基づ
いて対応したところです。

あと、中にある財産ですとかそれについては、要するに私物、財産
でございます。よって、町が勝手に処分するっていうことは、基本的
にはできませんので、その辺はご理解いただきたいと思
います。以上です。

平野委員長 これ我が町の問題だけじゃなくて、本当国として法律も
含めて考えなければ

問題解決できないなど改めて感じました。

ほか町民課に関わる部分でなにか質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、長くなりましたけれども、以上で町民課の調査を終えたいと思います。

11時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時33分

<まちづくり未来課>

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業について(継続事業)

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、まちづくり未来課で調査項目が皆さんにFAXを流した際に抜けていたのが何点かありまして、振興計画の進捗状況と次ページのふるさと納税事業の進捗状況については、FAXの案内には記載漏れありましたので、その部分も追加していることをご理解いただきたいと思います。

それでは早速、資料を分けながら説明と質疑と進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、田畑課長、お願いします。

田畑まちづくり未来課長 まちづくり未来課です。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに新型コロナウイルス感染症対策事業について、説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

1の配分額につきましては、令和4年度に活用できる新型コロナ交付金の内訳が記載をされておりますが、現在のエネルギー・食料品等の物価高騰を受けまして、2,724万8,000円が新たに交付をされ、合計で1億5,038万6,000円が配分をされております。

2の充当事業について、令和4年10月28日時点の進捗状況を報告させていただきます。

なお、前回の常任委員会から変わったものを抜粋して報告をさせていただきます。

まずNo.の5、木古内エール商品券第5弾事業につきましては、現在の配付済が3,765人、現在までの使用枚数は6万3,453枚となっております。こちらの使用期限は10月31日までで、実績額の記載金額につきましては、現在は事業主体に概算払いをした補助金の額となっておりますが、今後、実績に応じて精算がされるところです。

No.6の木古内エール・トラベルクーポン第3弾事業につきましては、現在の使用枚数は2,272枚となっております。こちらの期限は来年の令和5年2月末までとなっておりますので、こちらの実績額につきましては、事業主体に補助金を概算払いした額となっております。

No.7の声かけ世帯への花配付事業につきましては、9月5日から14日にかけて、声かけ訪問事業対象者及びいさりび団地シルバーハウジング在住者を対象に、227世帯に

配付をしています。実績額は、9万9,880円となります。

No.8の木古内町事業継続緊急応援成金事業につきましては、現在の申請数は232事業者となっております。こちらの申請期限は、10月31日までとなっております。

2ページをお開き願います。

No.9議会タブレット導入事業につきましては、現在、導入機器等について協議中となっております。実績額につきましては、予算額をそのまま掲載をさせていただいております。

No.10渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金事業につきましては、木古内・知内・福島・松前でそれぞれ300万円を函館バス株式会社へ交付をしますが、現在、函館バスが国・北海道から交付をされます補助金の精査を行っておりまして、その後、実際の影響額及び奨励金の額が算出をされますので、実績につきましては現在予算額を計上させていただいております。

続きまして、No.11新型コロナウイルス感染者支援食料等支給事業につきましては、現在までの支援数は42世帯129名となっております。なお、9月以降の支援につきましては、町内の陽性者の減少や陽性者、及び濃厚接触者において無症状や症状が回復された場合は、自宅待機期間中であっても食料品の調達など必要最低限の外出が可能とされましたことから、申請者は9月で4世帯8名、10月で2世帯4名となっております。

No.12の木古内消防署感染防止対策事業につきましては、実績額は記載のとおりとなっております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況につきましては以上となりますが、この後、11月7日開会予定の町議会臨時会におきまして、新たな充当事業に係る補正予算を上程することとしております。事業内容につきましては、本日配付をされます議案及び議案説明資料でご確認をお願いいたします。

まず一つ目の説明は以上となります。

平野委員長 それでは、質疑をお受けします。

安齋委員。

安齋委員 2ページの新型コロナウイルス感染者支援食料等支給事業、こちらのほうで食料品を配布という申請のあった人に対してだけ配っているという状況になっていると思います。その中で、実際に受け取ったかたからいただいたお声をお話しますので、次回からの部分に関してちょっと検討をいただきたいという内容がございます。

熱がありますと、具合が悪いですと、1人で調理するのも大変ですという内容の中で、食欲もないという中で、お米炊いて食べてくださいという内容のものが入っていましたと。

それから、缶詰だとかカップラーメンだとか入っていましたと。それは、油でゲトゲトの天ぷら蕎麦とかそういうものだったと、とても食べる気がしないと。それから、缶詰なんかでもサバの水煮だかなんだか入っていたというので、ちょっと熱を出して具合悪くて何もできなくて寝ているような人が食べられるような内容物じゃないというご意見をいただいておりますので、できればその辺函館のほうだともうちょっと工夫した、すぐ食べられるようなものとか入っているってことだったので、内容物をちょっと検討していただきたいということをお話しておきます。よろしく願います。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 ただいま安齋委員からそのようなこの制度を利用されたかたからの声があったということで、それは受け止めておきます。ただ、この事業をご本人からある程度どのようなものが必要なのかという部分は、聞き取った上でそれにお答えした中で、全てが同じものを送っているわけではなくて、これが欲しいですというオーダーに対して、ある程度お答えして送付しているという実態もありますので、ちょっとそのキャッチボールが上手くいかなかったケースなのかもしれませんので、今後その辺も気を付けながら事業のほうを進めていきたいと思えます。ありがとうございました。

平野委員長 ほかいかがですか。

手塚委員。

手塚委員 一つだけ確認させてほしいんですけども、一家家族4人いますよと。1人、感染しましたよと。その時のその家族は、外出もままならないということでこの食料支援だと思えるんですけども、その場合は何人分の食料支援になりますか。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 1人、5,000円相当のという支援を行っておりますので、一家4名ですと4人分ということで、送付させていただいております。

平野委員長 感染者だけじゃなくて、濃厚接触者も。

手塚委員。

手塚委員 いまなぜって言ったんですけども、聞いたところによると1人分しかもらっていないとか2人分しかもらっていないとかってありますけれども、それは例えばその家族の中からそれだけあればいいですよとかそういう申し入れがあってそういうふうになったのか、基本4人分は必ず出しますよとなっているのか、その辺もう1回。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 手塚委員おっしゃるとおり基本は4人分なんですけども、そこもたぶんやり取りはさせていただいていると思えますので、先ほど田畑が申し上げましたように、9月以降国のほうの方針も変わりました、濃厚接触者はもう外に感染対策した上での日用品の買い物ですとかそこはできるということです、町の支援が必要ないという部分ももしかしたら時期的によって、その世帯のかたで必要のないという対象にならないですよという部分があったのかもしれないので、そこは一概に言えないんですけども、基本的にはちゃんと必要なぶん必要な人数分ということで、支援をしているところです。

平野委員長 ほかどうですか。

竹田委員。

竹田委員 11月7日の臨時会のまだ議案見ていないんですけども、町民からの声として、いま町では経済対策を主にコロナ交付金の活用をしているっていうようなことで、もう少しやはり感染症対策に目を向けていただきたいっていう声。というのは例えば役場の庁舎のトイレ、水道は自動水栓、蛇口をひねらなくても水が出るんですけども、手拭きがペーパータオルくらい備え付けたらどうなのっていう声、これはこのあとの臨時会等でのような補正が出てくるのかなっていうふうに思っているんですけども、その辺について。そんなに大きな金額でもないわけだから、やはりそういう声があるとすれば、住民の要望に応えるべきかなと思えていま、もし補正の中でそれらの感染症予防対策の部分が出てくるのかどうか含めて。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 本日、これから午後になりますが、議案のほうを配付させていただく内容につきましては、主に生活支援主体でございまして、いま竹田委員がおっしゃったような感染対策の部分での提案というものはないというような内容になっております。

庁舎内に限らず公共施設のトイレ等へのペーパータオルの部分です。そこは、前に考えは持っていたんですけども、そこ予算とリンクした中で実施という部分には至っていませんが、年度内はどうかわかりませんが、次に向けては検討した中で、そこをやっていきたいというふうには考えております。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 年度内であってという先ほどの町民課の議論ではないけれども、やはり急がないものであればなにも年度内でも新年度からやりますよってことなただけけれども、これだけまた感染者が増えてきているっていう状況の中では、やはり町とすればそのくらいの取り組みはすべきだろうっていうふうに思うんですけども、その辺もう一度。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 言い方がちょっと大変失礼いたしました。必要であれば当然それはやりますけれども、いま庁舎内に至ってはトイレも改修しますので、そのタイミングにはぜひあわせたいというふうにも考えています。ただ、ペーパータオルの部分はそこは、健康管理センターだけですか、置いているのは。それ以外は置いていないという実態がありますので、自分も全てを把握していないということもありました。申し訳ありません。そこは、状態・状況を把握した上で、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

2. 道南いさりび鉄道の運営状況について

平野委員長 ほかないようですので、続いて次に進みたいと思います。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは続きまして、道南いさりび鉄道の経営状況について説明をさせていただきます。

こちら別資料の道南いさりび鉄道における経営状況等についてをご覧ください。

こちらの2ページをお開き願います。

道南いさりび鉄道沿線地域協議会におきましては、開業から5年間の利用状況や収支の動向などの検証を行うこととしておりまして、この資料につきましては道南いさりび鉄道が行った検証の結果をまとめたものとなります。

資料につきましては、2ページから4ページにかけては、鉄道の利用状況に関する分析が掲載されておりまして、4ページ中段から7ページにかけては収支の動向に関する分析、8ページには収支改善に向けた取り組み、8ページ下段から9ページにかけて当期純利益の状況、9ページ中段には検証の総括を記載をしております。

9ページをお開き願います。

いさりび鉄道の経営状況につきましては、沿線人口の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の急激な落ち込み等によりまして、開業当初と比較しても、道南

いさりび鉄道を取り巻く環境が大きく変化をしており、さらに現在のエネルギー・物価高騰等の影響によりまして、将来収支の予測が非常に不透明な状況となっております。

なお、令和4年4月から9月の鉄道の利用状況につきましては、前年度同月と比較をしますと通学定期の利用が若干落ち込んでいるものの、行動制限の緩和等によりまして、その他の利用が増加をしているため、全体では4割程度増加傾向で推移をしています。

しかし、コロナ禍以前の令和元年度と比較をいたしますと、まだ2割程度少ない状況であることから、今後も新規需要の掘り起こしなどの利用促進策を進める必要があるところです。

また、コロナ禍の長期化等の影響によりまして、経営に関してはこれからも厳しい状態が続くことが想定をされ、さらに設備の老朽化によりまして設備投資が増加傾向にあるため、今後、資金繰等への対応が必要になる可能性があります。

現在は、こちらの検証結果等を受けまして、その内容と今後の動向につきまして、北海道と沿線自治体の函館市・北斗市・木古内町で協議を進めているところです。

道南いさりび鉄道の経営状況についての説明は、以上となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

平野委員長 質疑をお受けいたします。

東出委員。

東出委員 当初からは、副町長がこの関係で行っていると思うんですけども、いままでこの議論っていうのは、どれくらいされてきたのか。そして今後、この件についてもまだまだ最終的な部分までいくには、相当な回数の会議が開催されるんだろうと思うけれども、やはり我々も心配するのは、2市1町の持ち出しですよ。負担割合が私はこれ避けて通れないのではないかなと思うんですけども、その辺のやはり各町負担の割合っていうのは、当然私は増えざるを得ないのかなと思うんですけども、その辺は出席している者としての直感的な考えというか将来展望をちょっと聞かせていただいて、あとそれ以上は深追いはしません。ちょっとお願いします。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 東出委員のお尋ねであります。こちらの経営状況を踏まえました、沿線自治体の負担ですとかそういった部分につきましては、現状では木古内町でだいたい1,000万円程度の負担と言いますか以上しています。こちらにつきましては、先ほども申しましたとおり、コロナウイルスの影響で特に観光の需要というのがどうしても落ち込んでいるということと、あと物価高騰の部分がかなりあるという部分で、かなり厳しい状態にあるということでもありますので、やはりそういったところでの経営の赤字部分に対する支援の負担というのがどうしても増えていくかなというところで協議をされているところですが、負担割合につきましては、それぞれ北海道・函館・北斗・木古内で負担割合というのがありますので、そちらにつきましても今後どうなるかといったところを現在協議をしている段階でありますので、一定程度の負担というのはどうしても発生するだろうということもありますが、どの程度になるかですとかそういった将来推計の部分については、かなりいま状況が経済の状況ですとかそういった状況が不安定な部分がありますので、そういったものを考え考慮しつつ、協議をしていくということでもありますので、ご了承いただければと思います。

平野委員長 東出委員。

東出委員 そうすると、結果につきましては我々もきょうこれはじめていま触ったんだけど、そうするとこの委員会になるのかなんのかかわからないけれども、随時我々のほうには報告はしていただけるというふうに認識してよろしいでしょうか。

それと当時一車両、1億くらいするやつが1,000万円で確か買ったんでしたか、車両。

ちょっと記憶定かじゃないんだけど、やはり相当車両なんかもいろいろとラッピングしてあれしているんだけどそれは外観上であって、車両そのものが結構年数経過していますよね。そうすると当然、また私は負担も車両更新で増えてくるんだろうなと思うけれども、やはりその辺も大きな物価高騰だとか維持管理、その他の分での負担増っていうのは、私自身は避けて通れないのかなと思うんですけども、その辺含めて今後やはり我々にいろいろと経過等について説明願えればなというふうに思うんですけども、よろしいでしょうか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まず町の負担がどうなるかという部分につきましては、現在協議を進めるところでもありますし、今年度に関しましても当然負担どうなるかといった部分がありますので、そういった情報につきましては、逐次議会に報告をさせていただきながら、当然補正が必要であれば補正予算を上程するというような手続きも取っていきたくと考えております。

また、車両につきましては現在、いさりび鉄道で使われている車両につきましては、JR北海道が使用していた車両を使っているということもありまして、現在JR北海道自体もかなり厳しい経営状況になっているという中で、例えばですが車検を取る整備の工場が五稜郭にあったのが五稜郭を廃止して、札幌のほうに移転をしたですとかそういった負担増も発生してきているところです。そういったものもありますので、こちらにつきましてはJR北海道とも協議をして、車両を更新ですとかそういったところで、別の車両の払い下げと言いますか使用させていただくですとか、そういった部分も現在協議を進めているところですので、そういった状況につきましても報告できるところがありましたら、逐次報告をさせていただければと思っております。以上です。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

又地委員。

又地委員 きょうの新聞にお正月期間は、青函トンネルを走る列車が210kmで走ると。

その間のダイヤの変更があるようなその部分について、道南いさりび鉄道もダイヤ変更が生じてくるのではないかなと思うんだけど、その情報はまだ入っていませんか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 新幹線のダイヤ改正の関係で、いさりび鉄道のダイヤ改正を行うといった情報は入ってきておりませんが、現在のダイヤの検証といたしましては、木古内であれば例えば通学のかたが多く利用されているんですが、そういった方々につきましては、非常に喜んでいただいているっていうようなお話は伺っているところですので、現状だけで言うと現状のダイヤはあまり崩さずに運行していきたいというふうな方針はあるというふうには伺っておりますが、それも新幹線のダイヤ改正等踏まえて、いさりび鉄道のほうで協議をされると思いますので、そちらについてはそのようにご了承いただければと思

ます。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 道南いさりび鉄道自体で、いろんな企画をしているんですよね。なんとかお客さんを増やそうと。その企画というのは、未来課のほうが受けてあれするのか、それとも産業経済課のほうで受けているのかと。それはどういうことかと言うと、新聞の折り込みなんかで入ってくるんだけど、差し迫ってから折り込みとかに入る場合が多いんです、見ていると。なんとかお客さんを増やそうという時には、町自体もそれにいさ鉄さんのそういう計画に便乗してなんとかいかないとだめだろうというふうに思っているんです。

それはどっちのほうでやっているのか、未来課なのか、産業経済課の商工のほうなのか、その辺の連携みたいなものがなさっているのかどうか教えてください。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 道南いさりび鉄道で行われております様々なイベントですとか利用促進策につきましては、それぞれ沿線自治体で道南いさりび鉄道地域応援隊というのを結成をしております、事務局木古内町で実施をしているところですが、そういった情報をいただきながら、木古内町ではまちづくり未来課が主体になりまして、あと例えばですけどもながまれ海峡号のお出迎え等見送りですとか、そういったところですかあと町外、函館・北斗ですとかで行われますイベントですとか、そういったところに参加をして共同でやっているところもあります。その中で、例えばキーコを出演させて賑やかしと言いますかそういったところをやったりですとか、それに絡めて木古内町の観光PRですとかそういった部分を含めてやるというところでは、産業経済課とも連携を図りながらやっているところですが、まず窓口となっているのはまちづくり未来課ということでご理解いただければと思います。

平野委員長 ほかいかがですか。よろしいですか。

私から一つなんですけれども、過去には木古内町もバス転換をするっていう考えがあった中、やはり通学的手段としては必要不可欠だということ、残した経緯があるんですけれども、うちの子ども達もいま現在も含めていさ鉄使わせてもらっているんです。今後当然学生の利便性を考えると鉄道を残していかなきゃならないなと思うんですけれども、ただそう言っても町の補助額が赤字が膨らんでどんどんどんどん大きくなってきた時にじゃあどこまで出せるのって、これ以上は厳しいよっていうことにも今後なり得ると思うんですけれども、やはり経営をこれからじゃあ高齢者も含めて利用者が増えるのかって言ったら、そういうことは期待もできませんし、やはりNHKだったり三セクの特集とかで注目のいさりび鉄道っていうテレビにも何回か特集になったことありますけれども、いまコロナ禍で大変厳しかったのはもう経過してきたんですけれども、行動制限等が解除されたタイミングだとか、いかにながまれ号を利用した観光客だったり取り入れを力入れをする課が経営だったりに関わってくると私は思うんですけれども、いまのタイミングでの観光に対する力入れっていうのは、実際のところどんな感じなんですか。それこそ担当課長の感ずるところも含めて、取組内容も含めて。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 いさりび鉄道の観光に対する取り組み、今後の話も含めますとまず

ながまれ海峡号につきましては、一応 10 月で一旦、ながまれ海峡号自体の期間は終了しているんですが、今後様々おでん列車ですとか冬に向けた観光の取り組みっていうのがスタートするということになっておりますし、あと様々いま道南いさりび鉄道におきましてもグッズですとかそういったものを作製をして、いさりび鉄道自体の PR とあと鉄道が好きなかたに対してですとかそういったかたに対していろいろと鉄道利用以外にも収入を得られないかというところで、例えば鉄印帳と言いまして、鉄道に乗れば記帳をしていただいて、それを集めていくとかそういったかたもいらっしゃいますし、そういった取り組みをいろいろと観光に対しても様々行われているところではありますけれども、やはりこれからとってはあれですけれども、町のほうもそういったいさりび鉄道が行う観光に対しまして、PR をもっと町からも当然函館市・北斗市も含めて応援隊も含めて、そういった中で PR は必要かなというふうに考えているところです。

平野委員長 ながまれ号がいま 10 月でなくなるっていうのは、一時的に休止ってする意味なのか。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 ながまれ海峡号につきましては、当初から期間を決めておりまして、4 月から 10 月まではながまれ海峡号で、それ以降はおでん列車ですとか、あとクリスマスの夜景列車ですとか、そういったところで別にやるということで決まっておりますので、運行しないということではなくて別のものによって運行を観光列車ということで運行するということがあります。

平野委員長 これってずっとこれまでもそうだったんですか。素人的な感覚では、おでんだったりクリスマスで工夫するのは良いと思うんですけども、やはり名前の周知のことを考えると「ながまれ」で統一したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そういう部分も含めていまお話した部分も含めて、なんとか観光の部分でも注目されて、少しでも長い期間継続できるように取り組んでいただきたいなと個人的には思います。

ほかないようですし、お昼ちょっと時間になりましたので、午後からもまた続きになりますけれども、ここで一度昼休憩のため区切りたいと思います。

13 時まで休憩といたします。

休憩 午後 12 時 05 分

再開 午後 1 時 00 分

3. 木古内町地域公共交通計画策定業務の進捗状況について

平野委員長 若干早いですけれども、全員揃いましたので、休憩を終えて午後からの審査に進みたいと思います。

それでは引き続き、まちづくり未来課の 3. 木古内町地域公共交通計画策定業務の進捗状況について、早速説明をお願いいたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは、3 ページになります。

木古内町地域公共交通計画策定事業の進捗状況を報告いたします。

1の契約状況につきましては、総務省の地域力創造アドバイザー制度をこちらの事業を活用することといたしましたため、総務省の地域人材ネット登録者と令和4年の7月5日に契約を締結しております。

契約額、契約受託者、契約期間については、記載のとおりとなっております。

財源につきましては、予算委員会でも説明をいたしたところですが、国交省の地域公共交通調査等事業こちらの活用を検討したところですが、現状の補助金の交付率が補助対象経費の3分の1程度に留まっているというところを情報を得ましたので、こちら総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、特別交付税措置を受けるということといたしました。

なお、本事業は2か年事業となりますが、特別交付税措置を受けることから単年度ごとの契約となるというところであります。

2の法定協議会の構成員であります、こちらにつきましては記載した団体等の中から15名程度を予定をしております。

3の事業進捗及びスケジュールにつきましては、令和4年度は1の現況交通実態調査から6の法定協議会の開催までの6項目の実施を予定をしております。各項目の内容、実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

報告は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

平野委員長 予算委員会でもこちらについては、意見いろいろ出されたと思うんですけども、改めて少し進捗と言いますかスケジュールも含む資料が添付され説明いただきましたので、質疑を受けたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 いまの説明の中で構成員は15名程度、ここに記載の団体からってということで、これまだ構成されていないの。7月に契約して、いまもう11月入っている。その中でまだこの協議会が結成されないっていうのは、ちょっとやはり事務の停滞っていうか。これ2か年の事業の中で、もう令和4年度は11月、来月12月来るわけだし、2か月しか実際の協議する時間がないっていうのは、はたしてどうなのかなっていう心配があります。これ予算委員会の中でもあくまでもやはり町民にとっての利便っていうか利便性を図る目的だということで、我々もこんなに多額な費用をかけてまで必要性があるのかっていう議論をしたところなんです。やはり本当に必要なのであれば7月中にやはり協議会を立ち上げて、もう8月から動いているっていうふうにならなければ、いまこういう状態であればこのあとあれすれば12月にならなきゃ立ち上がらないでしょう。はたしてそれでこの事業の初期の目的が達成されるのか、非常にやはり心配するところなんです。その辺なぜ今日まで、まだ協議会が立ち上がらないのかっていう部分も含めて答弁。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 竹田委員のお尋ねであります。法定協議会、こちら資料の3の進捗及びスケジュールをご覧いただきたいところですが、こちらの事業につきましては、まずは木古内町の現状をそれぞれ交通事業者ですとか、あと関係団体ですとかそういったところからヒアリングを受けまして、そういった状況をまず確認をして、そちらを精査をして、そちらである程度計画の素案ですとかそういったものを作成した段階で協議会を立ち上げて、スケジュール的には6の法定協議会の開催というところになります。だいたい

1月くらいのみず協議会、こちら2か年事業になりますので、当然第2回・第3回と続けてやるところであります、そういった開催を予定しております。

また、町民の皆様にもお声をいただくということで、4の町民意見交換会の開催というところも現在、どのような手法で行うかというところを検討しております、こちらにつきましても1月から2月にかけて、まず第1回の意見交換会の開催というのを予定しております。開催の方法につきましては、まだ協議中ではありますが、例えば町内会単位ですとか、もっと地域を広げて地区を定めるですとか、そういった部分も含めてちょっといま協議を進めているところでもありますので、ご了承いただければと思います。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 これから例えば木古内町の実態を調査をして、進めるっていうものなの。もうすでに実態については、予算がとおった時点でもう動いていなければだめな事業じゃないの。後段の実態を調査して、もうヒアリングをした結果、取りまとめてから協議会を立ち上げる。そして、協議会の開催については1月、それで今年度の公共交通の初期の目的が達成されるっていうそういう心配なんだよね。もっとやはり木古内町の場合は、もう公共交通が限られているでしょう。午前中の議論あったいさりび、函館バス、そうなればこれからわざわざ実態を調査しなきゃならないっていうのはどうなんだろうっていう。この事業は、交付税の措置があるから一般財源は持ち出しは少ないからっていう。わざわざこういう事業に乗っからなくても整理できるような気もするんだよね。その辺含めた部分がどうもこの事業の進めについてもなかなかストンと落ちない部分があるし、その辺再度。

平野委員長 竹田委員の1回目の質問もそうですけれども心配している中、田畑課長が最後に「ご了承ください」って言ったら、やはり後手後手に回って今日に至っているって思われるので、しっかりそれが計画どおりであればそのとおり述べればいいですし、そこ含めてもう一度、田畑課長どうぞ。

田畑まちづくり未来課長 まず、現段階の計画です。こちらにつきましては、令和4年度から令和5年度にかけて2か年の事業としておりまして、最終的な計画策定につきましては、5年度のだいたい1月末あたりを予定をしているところでもあります。その中で、現在はもうすでに現況の交通の実態調査ですとか、あとこちら事業者のヒアリング等とでも実際行っているところでありまして、例えばですが事業者に関しましては、いまの利用状況ですとか利用実態ですとか、そういったものをヒアリングをし、さらに関係部局等につきましては、町ですとかほかの団体等で行っております交通関係の支援ですとか事業ですとか、そういったものを統合して現在行われているものとこれから行うべきものというところを整理をしているという段階でありますので、決してスケジュール上遅れているということでは、こちらとしては認識をしております。

また、こちら現在契約をして進めているところですが、当然木古内町、公共交通に関しましては新幹線、いさりび鉄道、バスですとか、渡島管内・檜山管内を比較しても比較的公共交通の数が多いため町でありますので、あとさらにそちらの木古内町内だけではなくて、渡島管内ですとかそういった檜山を含めた中ですとかそういったものも含めて、公共交通のネットワークづくりですとかそういった部分も含めて進めるということになっておりますので、現状スケジュールに関しては記載のとおり、もうすでに済んでいるものもありますし、現在進めているところもあるということでもありますので、決して遅れていると

いうことは認識しておりません。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 課長、それであれば例えば一番上の現況交通実施調査、これ7月・8月って実施をしている。この令和4年度に640万投資するわけだ、木古内町が。そうしたらこの2か月間で調査をした結果、どうだっていうのがやはり出てくるべきじゃないの。そして、それを今後立ち上げる協議会等で議論していくって。いまのこの資料だけだったら結果出ていないでしょう、まだ。まちづくり支援センターと契約しているわけだから、ここでそうしたら何をやったのっていうふうに思わざる。やはりこういう今年4年度の予算執行の進捗状況だから、7月・8月にはどここの例えばこういう公共交通の実態調査をやって、アバウトにこういう数字をつかんでいるだとか、なんとかやはり動いている部分が見えなければ、これだったら単なるスケジュール表にしか思えないんだよね。これは当初と同じでしょう。そういう部分もやはり出せるものは数字だとか、そういう実態をきちんとやはり明らかにすべきじゃないのかなっていうふうに思うんですね。決して遅れていない、これが当初の予定どおりなんだっていうことなのかどうなのか、再度。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まず、各種関係機関ですとかの調査につきましては、こちら現在ヒアリング結果のまとめですとか、あと分析をしている最中でありまして、こちらのほうはまだお出しできるような資料というのはないというところでありまして。これは今後まとめまして、協議会の開催資料ですとかそういったところに使われるということでありまして。

また、今後の進捗につきましても当然これは地域の交通に関わる部分でありまして、中間ですとかそういった部分でも報告をさせていただければなというふうに考えておりますので、そういったことで対応してまいりたいと考えております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 7月・8月に実態調査をして、9月・10月でまだまとめきれないの、仕事の。

私はやはり2か月くらい経ったらきちんとまとめたものを提示できるくらいのあるべきじゃダメじゃないの。ハザードマップじゃないけれども、やはり640万投資して効果のある目に見えるものにしなかったら、どっちかと言えば特定財源があるから一般財源の持ち出し少ないからいいんだっていうような感じにも響くんではないですか、本当にまだそういうまとめきれないという状況なんですか、再度。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの作業につきましては、定期的にこちら委託契約受託者と打合せ等をしておりまして、今月もそういった打合せをする予定にしております。

その中で、状況をまとめて分析されたものにつきましても、ある程度報告されるのかなというふうに考えているところでありまして、まだ現段階ではそういったものがないと。

また、この契約受託者に関しましては、当然木古内町だけではなくて、現在全国の自治体でこういった計画づくりがかなり進められている部分もありまして、例えばですが知内ですとかもありますし、渡島の中でもそういった協議会を立ち上げて計画づくりですとかをしていますし、ただ契約を受託しているかどうかというのは把握しておりませんが、他の自治体のものもあわせて進めているというところもありますので、そういったところでは打合せさせていただいているスケジュールにしたがって、そういった資料も提供される

ものと考えています。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 質問内容はいま同僚委員から言われたようなことなんだけれども、どうも2の繰り返しになるんだけれども、法定協議会構成予定ということになっているんだけれども、本来同時並行で事を進めなければならないんじゃないかなと個人的には思うわけですよ。これがなんで1月なの、第1回協議会。協議会委員の選定が12月だよ、来月だよっていうことなんだけれども、この辺にどうも違和感を感じますね。いま言ったように、もう調査が終わった段階でこれだったら何もいらぬ、法定協議会なんて。もう12月まできちやっているんだから、これ。緑で塗った部分が。これもう決まった部分で、年数はあるけれども、ほぼほぼの段階で決まった段階で進行しちゃっているわけだよ。だから、こういう部分っていうのははたして良いのかなって私個人的にはどうもその辺に違和感を感じるんですよ。なんのための協議会構成なるものが調査したものを協議会にかけてどうだとかやってやるのが本来の協議会のあり方じゃないのかなというふうに思っているんだけれども、その辺の見解。どうも課長のわかるんだけれども、一生懸命やっているっていうのは理解しているんだけれども、どうもその辺の答弁について、少しやはり違和感を感じざるを得ないですね。その辺もう1回ちょっと悪いけれども。なぜこういうふうになったのか、もう1回教えてください。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの事業の進めとしましては、やはりまず現況調査した上で、その分析をまずして、そういった専門にやられている契約受託者にいろいろ他の地域の実情ですとか実例を踏まえながら、木古内町にどういったことができるかどうかですとかそういったものの素案をまずまとめていただいて、それをたたき台として法定協議会で揉みたいというふうな流れにしておりますので、その関係上こういった協議会の設立ですとか開催の流れになっているということで、ご了承いただければなと思っております。

平野委員長 一応揚げ足取るわけじゃないんですけど、予算委員会の時の説明資料では、協議会もう少し早く開催されるっていう予定なんですよ。そこを見るとやはり私も最初はしっかりやっているのであればそのとおりに言えばいいんじゃないですかとは言ったものの、やはり遅いんじゃないかっていうのは実際過去の資料を見ると。この時の予定とどういうふうが変わってこうなったのかっていう説明もあるようなないような感じも正直します。そう言いつつもいま現在、この進んでいることをどう変更してということは難しいんでしょうから、いま様々な委員から言われたことをしっかり受け止めて、スピードアップするわけじゃないですけども、懸命に取り組んでいただきたいなという以上はないんじゃないでしょうか、皆さん。そのようなことで、次に進みます。

4. 木古内町地域脱炭素将来ビジョン策定事業の進捗状況について

平野委員長 4.の説明をお願いいたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 4ページをお開き願います。

こちら、木古内町脱炭素将来ビジョン策定事業の進捗状況を報告させていただきます。

こちら契約状況につきましては、CO₂排出量計測調査業務及び木古内町地域脱炭素将来ビジョン策定業務についてプロポーザルを実施し、10月5日に契約を締結しております。契約額、契約受託者、契約期間については、記載のとおりとなっております。

なおこちら、契約が10月5日になりました要因としましては、事業の財源としまして環境省の所管されている令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けるため、所定の手続きを進めていたところなのですが、国の審査及び採択自治体の発表までに期間を要してしまったことによるものです。

なお、こちらの補助金につきましては、こちら財源の赤字で記載しておりますが、全国の応募130自治体に対しまして、採択が14自治体というところで、木古内町は残念ながら不採択となりましたので、当初予算のとおり、北海道の地域づくり総合交付金を充当することとしております。

2の協議会構成につきましては、こちら契約事業者のほうから、脱炭素対策に関する町内関係団体との意識合わせ等のために協議会の設置を提案をされたことから、記載の団体等の中から委員を選定し、協議会の立ち上げというところを検討しております。

なお、こちら協議会設置の際の委員報償費等につきましては、既定予算の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

3の事業進捗及びスケジュールにつきましては、こちら1の調査対象施設の選定及びエネルギー使用量の分析から、5の協議会の開催までの5項目の実施を予定しております。

こちら各項目の内容、実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

構成人員につきましては、こちら記載にありますとおり、まず木古内町の関係課、一次産業関係団体、その他の団体としまして町内の関係団体、こちら商工会、観光協会、町内会連合会、小中学校などというところで、幅広く協議会の構成を考えているところであります。以上で、報告を終わります。

平野委員長 質疑ございますか。

新井田委員。

新井田委員 一つだけ教えてください。

この契約業者名の部分で、①の契約状況で、赤字のプロポーザルによる随意契約って何社ぐらい応募あったんですか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらプロポーザルにつきましては、5社です。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 5社、感覚的にはどうなんだろう。5社、金額ベースからいくとその程度なのかな。でも少ないように感ずる部分があるんだけど、この5社っていうのはなんか理由があるんだろうか、その辺。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 プロポーザルの詳細について若干説明をさせていただきますと、こちらのプロポーザルは特に木古内町の環境ですとかそういった実情を把握している事業者を実施をして、実際に調査ですとか来て実施をしていただきたいというところで、指名型プロポーザルをしておりまして、それでこちらの指名願いの提出事業者の中からこういった業務を担える事業者を5社選定をして、プロポーザルの参加通知を出しているところで

あります。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いまプロポーザルの部分にちょっとお尋ねしたんですけれども、本来こういう部分に関してはいろんな提案があって、その提案の仕方が非常に良いよとそういう流れになるんだろうけれども、個人的にはやはり我が町に対する思いだとか計画だとかが進め方だとかっていろんな要素の中で、もう少し5社じゃなくてそれが7社か8社か10社かどうかもう少し多くてもいいのかなってというような思いがあったんですけれども、わかりました。それはそれでいいです。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 単純な質問しますけれども、予算計上の時は地球温暖化対策実行計画策定事業だったんです。それが今回の資料を見れば、木古内町地域脱炭素将来ビジョン策定事業に切り替わった。これ何かがあって名前の変更、当初の計上が違っていたのか、いまのほうはどうだったのかっていうの資料を見れば脱炭素ってなかったものだから、いろいろ調べたら地球温暖化対策と同じなんだよね。だから、名称が変わったのがどういうわけなのか説明。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まず、予算の中の地球温暖化対策実行計画につきましては、こちら脱炭素に関する法律上、国が付けている計画の名称を使って予算取りをさせていただいたんですが、それぞれほかの自治体ですとかを見ますと様々な名前を付けてもっとわかりやすくと言いますか、そういったところで名称を付けているというところで、課内で協議をしましてこういった脱炭素将来ビジョンということで、名称を付けさせていただいたというところで、内容自体は変わっているというところではございませんので、ご理解いただければと思います。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 1点だけ、お伺いいたします。

いろいろ公共交通の計画策定もそうなんですけれども、協議会委員の選定これが両方とも12月なんです。この選定方法を教えてくださいませんか。協議会委員の選定にあたっての選定方法。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちら地域脱炭素将来ビジョンにかかります協議会の構成につきましては、こちらは法定協議会ですとか定められた協議会ではありませんので、脱炭素に寄与するであろうというところの団体ですとか、あとそういった将来脱炭素に向けて考える場というところもありますので、そういった小中学生ですとか、そういったところの意識付けも当然将来必要になるかというところで、こちら予定ということで書かせていただいているところであります。

平野委員長 又地委員。

又地委員 それは方法ではないでしょう。方法っていうのは公募するとか、例えば町長が任命するとか、方法。それは、どこから小学生だとかどうのこうのっていうのは、そうい

う団体からとかっていうことだと思ってくれるけれども、町長が指名するとかあるいはそうでなくして、町民から広く公募するとか、そういう方法はどのような方法なのっていうこと。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらにつきましては、町長を踏まえまして協議をした中で、団体から推薦ということで出していただくような予定をしております。

平野委員長 ほかがございますか。

東出委員。

東出委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、協議会の構成の予定の中では、だいたい10人弱かなというふうに理解するんですけども、例えば経済団体。例えば何々組合長とかありますよね、何々支店長とか。ただ、そういう人達っていうのは、私はある意味じゃ人事異動とかだって結構動きがあると思う。経済団体の場合は、逆に言うと地元に入れる人を私は先行してあげるべきじゃないのかなと思うんですけども、まずそれ1点。

それから、エネルギーの計測及び分析っていうところで、エネルギー使用量の大きい施設に計測機器を設置し使用実態を計測すると。ただそこで見ると、役場庁舎だとか国保病院、いさりび、公共施設ばかりですよ。だから、この辺はなぜ公共施設だけにとどまってしまったのか、わかりますよね。ある意味じゃ例えばここ木古内はどうなんだろうかな、大きな個人の例えば札苧の大きな製材所だとか、強いて言えばそういう民間のちょっとした大きい会社なんかは、計測する場所に使用実態を計測だから計測器を設置し、使用量を計測するという部分では、やはり官公庁、こういうような施設だけじゃなくてやはり民間の施設、強いて言えば道の駅だっていうじゃない、例とすれば。そういう考え方っていうのは持てなかったのかなと思うんですが、その辺の2点どういう考えでいるか教えてください。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 東出委員のお尋ねであります、まず協議会の構成につきましては、議員おっしゃるとおりだと思いますので、こちら団体からそういったかたを推薦していただけるように進めてまいりたいと考えております。

また、2の二つ目のご質問であります、エネルギーの使用量の大きい施設にというところではありますが、こちらにつきましては、こちら1のほうの公共施設ですとかそういったところで公共施設を記載させていただいているので、そういう捉えになったのかなと思うんですが、一応こちらにつきましては、やはり契約受託者と協議をする中では、まず木古内町の中では一番やはり大きな工場ですとかそんなに数が多いので、やはり電気使用量として一番大きいのは公共施設になるでしょうということ、まずまとめさせていただいて、さらに計測する施設につきましては、特に公共施設に限ってはならず、今後行います事業者のアンケートですとかそういった中である程度電気使用量も把握するような形を取っておりますので、その中で電気使用量が多いような施設ですとかそういったところを選定をして、計測できるかどうかということを進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、特に公共施設に限ってはいないということ考えております。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 ということは、この時期を見ると12月・1月・2月だから、冬場ですよ。だから、そこで例えば前年度は灯油100万使ったけれども、今年度はこういうことをやって80万くらいに抑えたというようなことであれば、私は個人の事業者、数は少ないけれども個人ですから、やはり儲けていかなきゃならないわけだ。そうしたら削れるものは何かと言うのをやはり頭の一番先に人件費、燃料費、いろいろあるだろうけれども、というような部分を考えたら、やはり極力個人の事業者はなんとしても入れてもらって、そしてその人達がというよりもそういう人達に協力をしてもらって、そういうあなた達は活動していただきたいと思ひますし、強いて言えばそういう個人の事業者がいたら、その人もやはり構成メンバーの中にも私は入れていくべきかなと私個人的な感覚なんですけれども、その辺はいかがですか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 東出委員のおっしゃられるとおり、当然脱炭素に関しましては、町だけではなくて町民ですとか事業者のかたですとか様々ご協力をいただいて、ゼロカーボンですとかカーボンマイナスっていうところで、取り組めるところでありますので、そういった方々には当然ご協力をいただきながら、進めてまいりたいと思ひます。

また今後、事業者アンケートですとかそういったところも行うところでありますので、この事業者アンケートの中で特にそういった意欲のあるような方々いらっしゃいましたら委員の構成に入ってください、一緒に協議してみたいと考えております。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

5. 第7次木古内町振興計画策定事業の進捗状況について

平野委員長 それでは続いて、5. 振興計画の進捗について説明をお願いいたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは、5ページをお開き願ひます。

第7次木古内町振興計画策定事業の進捗状況を報告いたします。

1の契約状況につきましては、こちらも第7次木古内町振興計画策定業務に係るプロポーザル、こちらは公募型のプロポーザルを実施してござりまして、9月14日に契約を締結してござります。

なお、公募型プロポーザルにおきましては、応募業者数は4社でありました。

契約額、契約受託者、契約期間につきましては、記載のとおりとなります。

こちら財源につきましては、一般財源となります。

次の2のまちづくり委員会構成につきましては、こちらまちづくり委員会条例に従ひまして、関係団体からの推薦及び公募による選考を記載のとおり実施をする予定です。

なお、公募につきましては、広報12月号及びホームページ、地デジ広報等によりまして周知をしまして、1月上旬に選考する予定としてござります。

続きまして、6ページをお開き願ひます。

3の事業進捗及びスケジュールにつきましては、令和4年度は1の基礎資料収集・現地調査から、10のまちづくり委員会の開催まで、10項目の実施を予定してござります。各項目

の内容、実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

報告は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

平野委員長 それでは、質疑をお受けいたします。

又地委員。

又地委員 第7次の我が町の振興計画策定事業で、都市計画審議会ありますよね。この都市計画審議会と振興計画策定の部分との関連性っていうか、昔は都市計画審議会の中で委員からいろいろ意見を聞く中で、出た意見を振興計画に反映させていたんですよ。いまはどうかのかなということは、なぜこのことをお尋ねするかと言うと、渡島総合開発期成会に我が町の振興計画に乗りそって要望を出すと。そうですね。令和5年度の部分ももうすでに出してあるという中で、何を出しているかっていうのが議会はわからないんですよ、議会サイドは。そんな中で、都市計画審議会には議選の中で1名出しているという経過がありますよね。うちのほうは9月から東出洋一君が都市計の審議委員ということになっていますよね。そんな中で、都市計画審議会と振興計画の策定にあたっての都市計画審議委員のほうからいろいろ聞くわけですよ、いろんな多方面にあたることで。そのことがある意味では私は、振興計画の中に盛り込まれてくるものもあるだろうというふうに思っているんですけども、その辺の絡みっていうのは課長、どうかのかな。私も例えば渡島総合開発期成会の副会長として出ている中で、我が町の例えば懸案事項として、令和5年度の部分を見させていただいたんですけども、議会をとおして議会がわかっているという部分はほとんどないんだ、いままでも。そんな中で、私はやはり議会と行政は情報の共有をしようという話を前から言っているんですけども、なんかあまりその辺が詰まっているのかどうかかわからないけれども、スムーズにっていないように感じるんです。その辺、都市計画審議会と策定委員会だ、振興計画の。この関連性っていうのはどういうふうに捉えているのかなとそう思うんです。なぜそういう話をするかと言うと、都市計画審議会には議選で1人出ていると。そうすると、会議があった場合にはその報告を受けるというふうなスタイルを従来取ってきたつもりなんですよね。そうすると、そうしたら木古内町の懸案事項として、渡島総合開発期成会にはこの部分が出ているねと出しましたねということが議会側としてもわかるわけだ。その辺を解消するためには、やはり都市計画審議会から出た意見等々も踏まえる中で、振興計画のほうに載せられるのか載せられないのかという部分をガリッとされた形の中で検討すべきだと私は思っているんです。その辺の見解をちょっと。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 お尋ねの件であります、こちらにつきましては、まず計画を策定するにあたりまして、町のほうで作成をしております各種計画を集めて、そちらの内容をそちらの把握と計画同士の整合ですとかそういったものを図りながら、町の総合計画になります振興計画を策定するということにしておりますので、まず都市計画審議会でも議論された意見につきましては、当然振興計画の中にも把握をして、反映をするというところで進めてまいりたいというふうに考えております。

また、委員の選定です。そちらの部分につきましては、まちづくり委員会条例の中で、委員につきましては、町長が必要と認める団体からの推薦者とあと公募により応募した者というふうに定められておりますので、過去第5次・第6次の計画上は、都市計画審議委

員の中から委員選定というのをしていなかったところではありますが、どのような方法がいいかちょっとこちらのほうも検討してまいりまして、委員の選定を進めてまいりたいと考えております。以上です。

平野委員長 過去には6次・5次作る時、都市計の委員会も結構議題があって活発に動いていたんですけども、実際いま現在、都市計の会も議題がないっていうのか開催されていないっていうのが実情ですよね。ですから、そことのこことリンクするっていうのは現状考えにくいと思うんですけども、議長の言うようにそういう委員会で出てきたものを反映させて、様々な委員会から反映させて、振興計画を作っていくっていうのが町の考えでしょうから、そのような流れを少しでも作ってもらえればなと思います。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 いままで議論してきた部分、公共交通含めて、振興計画もそうなんですけれども、コンサルに発注するっていうやり方が非常に増えてきている。2か年で800万、一般財源投資をするわけだ。そして、これ一番大事なのはスケジュールの3番目、第6次の振興計画の検証これをやはり総括をきちんとしなければだめだ。これ例えば11・12の2か月だけで検証できるって代物ではないでしょう。私はやはりこの振興計画の計画策定を決めた段階で、もう動いて例えばどうであったっていう検証をしっかりとした中で、第7次に向けてやはり議論をするっていうここが一番大事な部分。だから、新たにまちづくり委員を選定しても検証、新たに構成したまちづくり委員だけでは検証を十分にはできないと思うんです。これは検証については、過去もそうであったんですけども、行政も議会も検証にはやはり関わってきたんです。いろんな分析をする中で、はたして確かあの時はA・B・Cのランク付けたったかな確か。それで、この事業についてはA評価、ここはC評価だねって、これは見直そうとか、これは議会も真剣にやはり関わってきたんですよ。ただ、いまみたいなこういうやり方すれば行政が例えば今月から12月にかけて6次の検証を十分にこの2か月だけでできるのかなって、その結果やはり議会にも当然検証結果を報告してもらわなきゃだめだ。そして、議会もその検証結果を踏まえて真剣にやはり議論すると。

そして、7次に向けるっていうやり方をしていけないとなんか業者に丸投げみたいな形の中で、最近はやっているのが非常に多いような気がするんだよね。

丸投げの言葉はちょっと良くないんですけども、もっとやはり行政なり議会と先ほど議長も話したように、スクラム組んで一緒にやろうと。どうすれば良い町になるかっていうことはやはり作る計画ですから、そのことを踏まえて私はやはり2か月だけの検証では不十分だと思っている。この以前に検証だとか振興計画の見直し含めて、関わってこなかったのかどうなのかっていうのも非常に心配なんだよ。急に11月・12月になってからはじめて振興計画を6次をもう1回チェックしようというふうになったのかどうなのか含めて。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 6次の振興計画の検証につきましては、毎年度まちづくり未来課、前まちづくり新幹線課の時代から事業の進捗ですとかそういった部分については、各担当部局のほうから資料ですとかいただきながら報告を受けて、その上で進捗については検討していたところです。なお、こちらの振興計画の3の第6次振興計画の検証につきましては

は、まずまだ当然第6次振興計画につきましては、令和5年度まで事業ありますが、まずはそういったところのいまの現状の進捗ですとかそういった部分を様々な角度から検証をして、それをもとに第1回委員会ですとかも当然こういった結果を踏まえて、第7次どうしていくかっていう部分も検討してまいりたいと考えておりますし、そういった結果につきましてもこちら議員の皆さんにお示しをして内容を確認の上、様々なご意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 東出委員。

東出委員 いままでも第4次から第5次、5次から6次の時に関わったんですけれども、やはり当時は竹田委員が言うようにそうなんですよね。庁舎内で担当課長は各課からいろいろと進捗状況を聞いていると。そして、それはきちんと持っているというのはわかるんですよ。ただ、やはり計画の年次がちょうど変わる時になると相当時間をかけて精査してやってきたっていうのがいままでの経過だと私は認識しているんですよ。今回に関して言えば竹田委員が言うように、2か月やそこらで検証できるのかという部分では、私もクエスチョンマークが付きます。庁舎内の中であっても例えば全課の担当課長、並びに当時で言うと自治労だとかそういう組合関係の人達も中に入っているいろいろと検証されてきたんですけども、なんか今回は6次から7次が変わるにあたっては随分急いでいるなど、はたして大丈夫なのかなという私なりにここは疑問を持っているんですよ。ここをきちんと検証をしないと7次にはなかなか入っていけないし、我々議会としても納得しがたいものが出てくるような気もするので、随分この2か月というのは短期で急すぎるなというふうに私も感じています。この辺はやはり庁舎内できちんという団体含めた中で、当時は連合も入っていたはずだと思う。思い出せばそうなんだろうけれども、ただ如何せん随分早く検証を終えたいなというその辺のはたして7次に向かって大丈夫なのかなという私心配があるんですけれども、その辺はあなた達の心構えはどうですか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まずこちらの3の振興計画の検証につきましては、まずまちづくり委員会第1回開催にあたってのそういった資料ですとかそういった部分について、出すというスケジュールでこちら記載をさせていただいておりましたが、当然6次の振興計画の検証というのは、これから第7次ですとかつなげるために非常に重要な計画になりますし、さらに検証になるという認識をしておりますので、議員の意見を踏まえてまして時間をかけてしっかりと検証を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 あと私も7次の振興計画を早めたほうがいいんじゃないかって一般質問だったり、過去にも実際やれているやれていない検証だったりローリングしている部分含めて、実際途中途中作り直しているんですかって聞いた時には、提示はできるようなものはないけれども、行政なりの途中途中の検証と入れ替えはしているっていう話でしたよね。ただ結局いま各委員言うように、我々とやり取りをしているっていうのが実際ないんですよ。

ですので、当時の話では膨大な資料を全部議会に出すために新たに作らなきゃならないっていうのが大変だっていうのもわかりますし、しかしなんらかの形でいま7次これ作ると10年間これをもとに町が動くわけですから、確かに先輩方が言うとおりの大変大事なこと

だと思しますので、その検証も含めていま課長からは「議員も含めて検証も」という言葉もありましたので、ぜひそのような機会を作っていただくということで確認しますけれども、よろしいんですねそれで。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 はい。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

6. 移住・定住対策の現況(みらいある条例関連)について

平野委員長 ないようですので、続きまして6番のみらいある条例関連の進捗について、説明をお願いいたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは、7ページをお開き願います。

木古内町みらいある条例関連事業の進捗状況を報告いたします。

まず一つ目の予算額につきましては、9月定例会で補正をしまして、2,440万円となっております。

事業の進捗につきましては、令和4年10月28日時点の補助金交付決定額は2,238万8,000円で、11月以降の交付見込額、こちら相談件数から算出をしておりますが、こちらが約560万円、合計で2,798万8,000円となっております。

各事業ごとの申請及び補助金交付決定の状況ですとか、相談件数は記載のとおりとなっておりますが、こちらの予算額と現段階の交付見込額との差額の358万8,000円につきましては、まずは企画振興費の負担金補助及び交付金の決算見込み額を算出をしまして、既定予算の範囲内で対応をするか、若しくは12月定例会で補正を上げさせていただくか検討をしてまいりたいと考えております。

また、こちら2の(2)の④定住促進家賃補助金につきましては、こちら当初想定をしておりました申請見込額を下回っている現状にありますので、こちらにつきましては12月広報等で再度周知を行ってまいりたいと考えております。

こちらの報告は以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

平野委員長 質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 課長、1番目のマイホーム取得事業の中で8件、新築と中古ありますけれども、これ例えば全部町外移住っていうようなことなんではないでしょうか。それであれば例えば函館から何件、北斗から何件だとかってそういう内訳を付けてもらわないとどこから来たのかわからないものですから。

平野委員長 町民と町外では一応内訳書いているんですけども、参考までに町外はどちらからいらしたんですかってことでいいですか。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちら資料に記載あります申請者の内訳の町外4世帯につきましては、まず道外からいらっしゃったかたが2世帯いらっしやいまして、こちら渡島管内から

移住されたかたが2世帯いらっしゃるということでもあります。以上です。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後1時59分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 これは、実際当初予算に足りていないところがあるということですし、このあともっともっと周知については力入れをして、少しでも移住定住に反映できるように益々力入れ、取り組んでほしいなと思います。

7. ふるさと納税事業の進捗状況について

平野委員長 続いて、まちづくり未来課最後です。次第は、2ページ目に映ります。

ふるさと納税の進捗状況についてです。説明をお願いいたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは、8ページをお開き願います。

ふるさと納税事業の進捗状況を報告いたします。

現在の木古内町のふるさと納税掲載サイト数につきましては、前年度から6サイト増加をしまして、20サイトとなっております。追加したサイトにつきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、現在のふるさと納税贈答品の分類別内訳につきましては、こちらにつきましては記載のとおりとなっておりますが、前年度との比較としましては、分類別の品数で10品増、総贈答品数では144品増加をしているところです。

追加をしました主な分類別の贈答品につきましては、こちら記載のとおりとなっております。

三つ目の寄附額の推移につきましては、こちら令和4年10月30日現在と前年度の10月末までの寄附金を比較いたしますと、1割程度少ない状況となっているところです。

なお、こちらにつきましては10月31日現在で算出をしますと令和4年度の寄附額が1,357万2,000円、だいたい8.8%程度の減というところとなっております。

寄附金が前年度より少ない要因といたしましては、コロナ禍によります行動制限が緩和されたことで、旅行などのお出かけ需要が増えているというところと、物価高騰によりまして燃料費ですとか食料品など生活費への負担が増しているというところ、あとは物価高騰ですとかの要因によりまして、現在は高額な贈答品から安価な日用品ですとか訳あり品などのお得品にニーズがシフトしていることなどが挙げられるところでもあります。

ただ、寄附額全体で言いますと11月・12月の寄附が全体の7・8割を占めますことから、これからの推移というのが非常に重要になると考えております。

つきましては、議員の皆様におかれましても、町外のご親戚ですとか知人などへのPR

を再度お願いいたします。

なお、今後の対応といたしましては、都市部へ出向いてのPR、あとふるさと納税掲載サイトですとか都市部の新聞などへの広告掲載、町へ訪問されたかたへの文書の送付などPR活動を強化してまいります。

また、企業版ふるさと納税実施に係る国の認可がそろそろ降りる予定となっておりますので、こちらにつきましても木古内とゆかりのある企業等への周知を実施してまいりたいと考えております。

企業版ふるさと納税につきましても、地方創生に意欲のある企業ですとかでご紹介いただける企業がありましたら、お知らせいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

報告は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

平野委員長 説明いただきました。質疑あるかたいらっしゃいますか。

東出委員。

東出委員 いま課長の説明でいくと正直言って、11・12が本当に一番大事な時期ですよ。

それで、だいたい今年度は最終的に希望を含めながらどれくらいまでなるだろうという予測を立てているのかな。当初予算にはあったけれども、それよりも上向きそうなのか、だいたいこの辺が妥当な線なのかという数字を教えてくださいと思いますし、やはりテレビなんかでもよくふるさと納税で、10何億入ったよとか前年よりも10倍も伸びたよっていうところは、大概がもう海産物なんだよね、あれどこの町だったかな、忘れたけれども。ウニがすごいですよね、ガーンと伸びた町があったんですけども、やはりここは一次産品で特に海産物・海産品が人気あるんだけれども、当町ではそれにはなかなか対応しきれていない。ということは、産業経済課の所管にはなるかもしれないけれども、なんとか海産品・海産物こういうようなものが人気があるので、その辺は担当課としてどのような考え方をしているのかちょっとお知らせいただきたいなと思います。その二つ。

平野委員長 担当課がいまおっしゃられたとおり産経の部分なので、ただ、いま海産物のも過去に比べると何種類かは商品も出てきているので、努力は見られているなどは思うんですけども、話せる範囲でふるさと納税の担当ではありますので、田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まず令和4年度のふるさと納税の目標につきましては、やはり予算額を当然上回るような形で寄附を集めたいというのが目標になりますので、具体的にいうところではちょっと想定をしていないということで、ご理解していただければと思います。

また、確かに海産物につきましてはウニですとかイクラ、特にイクラかなと思うんですけども、そういったところに人気はかなり集中をしているという部分で、現在のところでありまして上磯郡漁協さんですとかそういった団体ですとかからご理解と返礼品を出していただけるような状況になりつつありますので、そういった部分については漁業者さん含め、さらに量もそうですけれども、安定して量を出していけるように進めてまいりたいと考えております。

平野委員長 東出委員。

東出委員 いまの説明の中で、上磯郡漁協の話が出たよね。ということは、上磯郡漁協だから知内・木古内・北斗、その中でいま課長がウニなりイクラなりなんとかかなりつつある

と。「なんとかなりつつある」という表現が私ちょっといまあれなんだけれども、例えばそれってことは上磯郡漁協だから北斗のウニを持ってきたり、知内のどこかわからないけれども、筋子・イクラを持ってきたりというようなニュアンスのものの言い方なのかどうなのかその辺ちょっと私言葉に引っかかったんだけれども、本音と言えどどういうところですか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 すみません、ちょっと言い方が違うかなと思いましたところ、申し訳ありません。

ウニですとかイクラですとかそういった部分については、上磯郡漁協と連携していま鮭ですとか魚介類、ある程度ホタテですとかも出せるようにはなっているものの、そういったイクラですとかそういった部分については、まだちょっとできないと言いますか量もそうですし、当然木古内の生産されたものですとか木古内で加工されたものですとか、そういったふるさと納税の要件がございますので、そういった中を詰めていかなければならないということで、状況として良くなりつつあるというのは、ある程度魚介類の確保ですとか品数を増やす部分で、団体のご協力をいただけるようになってきたということで、まだまだ先はちょっと長いかなというふうに考えておりますし、ほかの水産事業者ですとかもそうですし漁業者さんからももっとなにかしらそういった返礼品ですとか開発ですとかご協力いただかなければならない部分は多々あるというところで、こちら認識をしております。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 ふるさと納税、一番後段に記載している高価なものは懸念されて、安価な贈答品にシフトしているって。そうしたら、我が町とすればどういう方向でいくのというのが出てこなければだめなんだ。ただ、ことしの目標額5,500万、ふるさと納税なんかやはり確保したいっていう。ということは、これから12月・1月にかけて7割・8割が出てくる。それで、5,000万は間違いないって言うのであればいいんだけど、やはりここに記載をした高価なものは懸念されているのであれば、安価なものでどういうものがあるのと言うとやはり20のサイトでいろんな方面に木古内町をPRしているわけだ、ふるさと納税。それで、いま10月末現在で去年と大きな差がない状況で、我々としても非常に心配なんだ。これは、ふるさと納税だから寄附者がいなければこの金額集まらないわけだし、やはりその努力。私は今回、東京木古内会に参加してみて、やはり担当とすればこのふるさと納税の例えばパンフレットだとか、そうすることによってこういうものがあるよっていうPRっていうか訴えるそういうものが木古内会は大したことはないんだっていうことでそういうものを作らなかったのかどうなのか。やはり担当とすればそういう意気込みがあって、相手のそうすれば木古内町にそうしたら協力しようかっていうふうになるのかなって。

それと副町長、やはりそういうものを含めて例えばあちこち物販、仙台だとか物資を木古内町の特産品を配布をして木古内町を訴えている。そういうものがやはり今回の木古内会に参加して、そういうものが欠けているんです。もっともっとそういう木古内町からの記念品だとかなんかも含めてやはり訴えて、それにふるさと納税のパンフレットも一緒にあれして、ぜひお願いしますっていうくらいのものであってもいいのかなっていうふうに

感じました。それも含めて、当初の予算どおりの5,500万には期待をするわけだし、それに固執することなくそれ以上の部分も目指してやはり努力してもらいたい。だから、例えば前段に言った安価な部分っていうものは、どういうものを考えているのかっていう部分を。

平野委員長 大山主査。

大山主査 昨今の物価高騰によりまして、ふるさと納税の返礼品として人気が出てきているのは、トイレットペーパーだとかティッシュペーパーなどの製紙工場があるような自治体が軒並み基本伸ばしてきたような感じがあります。また、洗剤についても同様かと思えます。木古内町でいきますとそういった事業者がありませんのでは言いつつも、やはり日用品というような観点でいきますと人気が出てきているのは、やはりお米です。こちらふっくりんこを出しております、そちらの寄附が伸びてきているので、そこが主力商品となっているような状況であります。これから安価な商品を用意するっていうような観点は現在のところは、ちょっと検討できていないような状況であります。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 いま言われたように、製紙工場があれば当然トイレットペーパーだとかいろんな部分。そうすれば木古内町にはなにがあるかって言ったら、例えば西根製材所ありますよ。そこで、なにができるっていう例えばそういう協議していますか。昔、木工センターあった時に羽目板だとかいろんな例えば材料、いろんないま薪まで以外と販売しているっていう実態なんですよ。そういう部分も含めて、いろんな角度から模索をして少しでもふるさと納税、木古内町に協力をしてもらってそういう努力が必要だろうというふうに考えます。

平野委員長 ふるさと納税については、予算委員会の時もそもそも木古内出遅れた中で、5,000万まで頑張ってきたという中で、このあとが大変だっていうのは意見としては出ていたわけで、それにしてもコロナ禍の様々な事情がある中、なんとかギリギリ去年に近いだけの数字にいらいますし、いま竹田委員から言われたように、当然高い数値になってほしい。そのために議員にも協力も求めてきていますので、我々もできることはやろうとは思っていますし、あと1点。先ほどの田畑課長が申し上げた、これまでも町長の答弁含め個人のみならず、企業にも積極的にと言うのっていろんな場所で言っていたと思うんですけども、認可がこれから下りるっていうことは、これまではもらえない状況だったということなんですか。それはじめてちょっと耳にしたんですけども、そこもうちょっと詳しく、これまでは企業版ふるさと納税を受けられない自治体だった。

大山主査。

大山主査 そのとおりでありまして国のほうに計画、こういう事業をやりたいので企業からふるさと納税を集めますよというような計画を出して、それが認可されないとか寄附を受けられないという状況でした。それを今年度開始しまして、11月中にそちらの認可が下りる見込みとなっております。以上です。

平野委員長 それは、いままでは正直把握しきれていなかったっていう部分なんですか。

それともなにかをやるっていうのを決めきれていないからここまで伸びたのか。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 若干、補足をさせていただきますと企業側から寄附を受けること自

体はできるんですが、企業側にふるさと納税のメリットと言いますか部分を受けるためには、そういった国の認可が必要になるという部分でありますので、そちらのほうはちょっと付け加えさせていただきます。

いままで企業版ふるさと納税自体をこういった形で、進めるにあたってどういったことに使って寄附をしていただくかという議論は進めていたところなんですけれども、自治体によりましてはかなり限定的なものかを立てるのに使いたいですか、あといろんなイベントですか、町の施設をなにかしらイベントですかを進めるためにしたりですか、そういった限定的な部分ですとかも含めて協議をしてきたんですが、ある程度いまの段階では、幅広く寄附をいただけるような形を精査をしまして、出させていただいたというところであります。

平野委員長 企業版ふるさと納税を認可を受けるためには、我が町はどういうなをいただきたいがために募集しますっていうことも明確に出しての審査っていうことなんですよね。その内容っていうのがいま田畑課長が言うように、ある程度幅広くっていうのはどこまでの部分を持って幅広くって、例えば教育なら教育で、教育に関わることならなんでもいいものなのか、漁業だとか一次産業だとかそういうことに特化した申請の仕方なのか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 18 分

再開 午後 2 時 22 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。(←休憩解いていない)

ほか。

又地委員。

又地委員 ことは、ふるさと納税目標額が 5,500 万ということなんです。ただ、5,500 万集めるためにはあと 4,200 万だ。4,200 万ふるさと納税してもらうための贈答品の構成というのはどうなっているのかな。というのは、これから例えば魚介類の部分を考えてみれば、鮭漁もそろそろ終わりになります。あと残されているのは、12 月の末にアワビ捕りだ。あとはカキの部分に関しては、12 月の後半から正月を迎えてということ。ホタテの施工業者というのは 2 件よりない、木古内は確か。ホタテの部分に関しては、例えばホタテの希望があってふるさと納税をしてくれたと。対応できる量の生産量があるのかなと。そういうことは産業経済課のほうと連携した中で、調査をしておかないとだめだ。そう思いませんか。と思うんです、私は。そうするとせっかくふるさと納税してくれて、津軽海峡のホタテ固くて美味しいからってあれしたけれども、生産がなにもなくて水揚げがないと。

そうしたらふるさと納税してもらえないし、あるいはアワビも結構あったと思うんです、私は。そうするとことしの 12 月お正月前に上げる水揚げは何トンくらいあるんだろうというようにことも漁組さんと連携する中で、数量をある程度確保しておかないとだめでないのかなという気がしないでもないんです、私は。それは、まちづくり未来課の仕事なのか、あるいは連携プレーで産業経済課のほうと連携して調査してもらうというふうな形に私はなると思うんだけど、そういう連携プレーをしているのかどうか。そして、贈答品の確保をこれから 4,200 万集めないとだめなわけだから、目標的には。その辺をどんな贈答

品の構成で向かおうとしているのか、少し聞きたいなってそんなふうに思っています。

平野委員長 大山主査。

大山主査 まず前年同額程度をこれから目指していく中で、申し上げにくい部分ではあるんですが、まずホタテにつきましては今年度の寄附の受け付けはすでに終了しております。8月・9月で事前予約という形で周知のほうをさせていただきました。10月より順次発送というような手法を取っております。これは、昨年度から生産物を取り扱っている上磯郡漁協さんからのやり方の相談というような形で、漁期、期間中に発注が入ると対応できないということで、事前にやはり漁期が始まる前までにふるさと納税にどのくらい発送をする分を準備すればいいのかを把握したいというような形で、アワビにつきましても同様の形態を取っておるところでございます。アワビにつきましても、すでに受け付けのほうは終了しております。10月から順次発送というような形で、すでに発送のほうは終えておる状況で、11月・12月の受注は入ってこないというような状況となっております。

やり方としましては、来年度の分を事前予約制というような形でやることはできるんですけども、その手法を取っておりますのは、ウニです。ウニにつきましても加工品でありまして、個人の事業のかたでやられておるので、数量につきましては今年度よりも少ない数字での来年度分受注ということで、数量を予定しておるところでございます。

それによりまして、例えばホタテだとかは在庫余力としましては、数トン単位での用意が可能というような状況の中、500gと1kgだとかそういった数量販売をしておりますが、100も200もいくような状況ではないので、在庫的にはまだまだ余力があるようなところがございます。アワビにつきましても受注があれば上限150で用意しておりましたが、20件・30件の寄附だったので余力がまだまだあるというような在庫数となっております。

以上です。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、まちづくり未来課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

続いて、生涯学習課に入る前に休憩を取りたいと思います。10分程度、35分くらいを目処にはじめたいと思います。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時36分

<生涯学習課>

1. 木古内町町史編さん事業の進捗状況について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項は、生涯学習課でございます。

教育長はじめ加藤課長、大変ご苦勞様でございます。教育長については、常任委員会にはじめての出席をいただくということで、せっかくですからひとこといただきましょうか。

教育長。

藤澤教育長 それでは、貴重なお時間をいただきまして、ひとことご挨拶させていただきます。

先月の10月1日に就任させていただき、いま1か月経ちました。この間、いろいろと80周年記念事業をはじめたくさんの多くの事業に参加していただきながら、多くの方々の町民ともご挨拶させていただく機会を設けさせていただき、なんとかお陰様でいま1か月経とうとしております。この間、学校の教職員はじめ、庁内の職員の方々ともいろんなお話をさせていただき中で、やはり特に先生方からどの先生方からも木古内の子ども達は本当に素直で、ここの学校で教えていくことが本当に楽しく教えさせてもらっていますというようなことを聞いて、本当に木古内の子ども達の可能性を日々感じているところでもありますし、庁内の職員の特に若手職員の皆さんには、これから10年後・20年後の木古内の未来像をそれぞれが抱きながら、日々町政の醸成に努めているということを感じさせていただいております。また、議員の先生方には本当にいろいろとわからないことをこの間、ご指導もいただきまして私なりに日々この木古内町のために働かせてもらえることを大変嬉しく思っております。これからも木古内町の子ども達のために、そして町のためにしっかりと日々勉強して、木古内町のために働かせていただけるというふうに思っておりますので、どうか引き続きご指導・ご鞭撻のほうをよろしくお願ひします。

きょうの常任委員会は、初の参加となります。まだまだいたらない点は多々あるかと思ひますけれども、その辺も含めてご指導いただければと思ひますので、何卒よろしくお願ひして冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

平野委員長 それでは早速、調査に進みたいと思ひます。

加藤課長、一つずつ分けて説明、質疑とやっていきたいと思ひますので、まず最初に町史編さんの進捗について、資料の1ページについて、説明いただきます。

加藤課長。

加藤生涯学習課長 生涯学習課です。

本日は、調査事項4点ございます。

まず1点目、木古内町町史編さん事業進捗状況について、ご説明いたします。

配付資料の1ページをご参照ください。

町史につきましては、全8編からなる構成となっております。サイズにつきましては、A5番でページ数は約1,000ページ弱といまなる予定です。

(2)の進捗状況ですが、令和4年2月22日に開催されました議員懇談会でもご説明しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大で思うように資料収集が進まなかったということで、印刷完了をことしの12月に終わらして、年内の発刊を予定しておりましたが、このたび発刊を来年令和5年3月と変更になります。

変更理由につきましては、(3)に記載のとおりで、現在は町史完成に向け最終段階の状況にあります。町史編さん委員会を集中して開催して、原稿のチェックをしている状況です。より良い町史を発刊するために、新たな資料等を掲載すべき、さらなる資料を掲載すべき等各委員からの要望があります。新たな資料収集等により、当初予定しておりました令和4年12月発刊を目標に進めておりましたが、前述のとおり、お話ししたとおり、新たな

作業等が発生しまして、当初よりずれ込んでいる状況にあります。

このことから、町史の印刷完了・発刊を令和5年、令和4年度末です。3月に変更するものとなります。

町史編さん事業進捗状況については、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

平野委員長 説明が終わりましたし冒頭、加藤課長言ったように、以前にも説明受けているわけですが、文章にして書くとこのようなことになったということになります。

質疑があればお受けいたします。

新井田委員。

新井田委員 ご苦勞様でございます。

変更理由についてのお尋ねをさせていただきます。

町史編さん事業に関しては、かなり二転三転の遅れが出て、非常に待ちわびている町民皆さん我々も含めて、そんな状況にあるところでございます。

そういう中、残念ながらまた説明のとおりで、令和5年ということになりました。2月ですね。変更理由の中で、町史編さん委員会という言葉がありますけれども、「より良い町史を発行するために、さらなる資料を掲載すべき等、委員からの要望云々」ということでありますけれども、町史編さんの委員会というのは年間どれくらいされていたんですか。

その辺ちょっとお尋ねしたいです。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 参考までにまずことは、7回開催しております。昨年度は6回、令和2年度は3回と。これもコロナウイルス拡大に伴いまして、会議等の開催もなかなか開催できず、このような開催状況となっております。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 そこそこ個人的にはまあまあされているんじゃないかって思っていますけれども、「さらなる資料の掲載」っていうのは、委員会の中ではいろんなチェックあるいは要望等も含めて、いろいろ盛んに議論されて良いものを作るとのことだとは思いますが、いわゆる発刊間近になっていろいろまたちょっと変更が出るということについて言えば、やはり委員会の中の調整があまり上手く議論が調整されていないと。ある種、言葉悪いんですけども、それはそれまでいろんな意見が出てくるとそんなふうに感じているんですけども、この辺については皆さんある程度の有識者の皆さんだから、この間近になってどうだこうだっていう事態が個人的にはちょっと違和感あるんですけども、その辺はどういうふうか。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 新井田委員のお尋ねです。

この発刊間近になって意見が要望等が確かにお尻が決まっているのに関わらず、いろいろなご意見いただきます。参考までにいま文化とかの部分で、いろいろ構成しておりますが、埋蔵文化財についても実際62の包蔵地があるんです。その中で調査しているのが34調査区ありまして、その部分もサラッとではなく、もうちょっとかみ砕いて載せようとかとなると調査項目とか全て洗い出して、やはり事務局としても本当の気持ちはもうストッ

プかけたいところなんですけれども、やはり大事な部分もありますので、そこら辺は新井田委員のご意見もごもっともなんですけれども、そこら辺は来年3月発刊ということを約束事で委員さんと話をしていますので、いま言えることは日々それに向けて構成しているということです。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 課長の答弁、わかりました。いずれにしてもちょっと二転三転の傾向がありましたので、特にやはり今回については、5年の3月ということで、これについてぜひ成功刊行していただければとそんなふうに希望します。終わります。

平野委員長 ほかどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

2. 社会教育施設上半期の利用状況について

平野委員長 ないようですので、次に進みたいと思います。

続いて、社会教育施設上半期の利用状況について、ページは2ページとなります。

説明を求めます。

加藤課長。

加藤生涯学習課長 それでは、調査項目二つ目、社会教育施設の上半期の利用状況について、ご説明いたします。

資料は、2ページ目となります。

(1) 郷土資料館から(7)の町民プールまでの各社会教育施設の上半期の利用状況及び昨年度とコロナ前の平成31年度の上半期を参考までに記載しております。

利用状況につきましては、下段に記載しておりますが、各施設とも昨年度からは増加傾向にありますが、やはり新型コロナウイルス感染前に比べると、まだ利用者が戻っていない状況にあります。

社会教育施設の上半期の利用状況については、以上となります。よろしく申し上げます。

平野委員長 それでは、質疑あるかたお受けいたします。

東出委員。

東出委員 まず一つ目に、郷土資料館いかりん館ですよね。31年度は3,455人、上半期利用者数ですよね。同じく全部上期利用者数なんですけれども、昨年から見ると約700人増えているんですけども、これは強いて言えば木古内町の観光スポット、例えば新幹線のビュースポット、それからトロッコ列車、それからいかりん館、善燈寺とあの辺のエリアをだいたい観光客の入りの時に聞いたら、やはり増えているんですよ。その中の一つの中にいかりん館が一つ連動されているというふうに私は思うんですけども、この辺はまだまだやはり増えていくんだろうと思うんですけども、ただ一つ聞きたいのは今回の多く増えた人達の部分では、この頃つい最近観光バスもちょこちょこ止まるようになったんですけども、どういう層の人達。例えばファミリーで来ている人達なのか、例えば老人クラブとかという形で増えたのか、その辺の現状を教えてくださいなと思います。

それからもう一つは、これは2年くらい前に担当課長と話したんですけども、いかりん館は函館市だとか七飯とかいろいろあって、縄文時代の土器とか展示されているんです

けれども、ほかの施設は触らせてくれないそうなんですよ、もう困っちゃって。ただ当町の場合は、直接触れてくれてもいいですよということで、大変気に入ったというお褒めの言葉をいただいたんですよ。

それともう1点は、あそこには確か旧江差線の廃線になったあとの制服なのか、家が近いのにこの頃しばらく行っていないものだからちょっとわからないんですけども、やはりそういうようなもので直接来館者が触れられるというのもこの増えた要因なのかどうなのか、その辺をきちんと担当課として把握しているかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 まず今年度の上半期が2,407人ということで、昨年度よりは増えている。ただし、コロナ前からは3,455名だったので減っています。まだ戻らない理由は、やはりコロナ禍なので団体を制限しているということが一番の要因です。それでも減らない理由としては、渡島総合振興局と例えばスタンプラリーの協賛事業だとかそういうので少しでも足を運んでもらって利用人数を増やしてもらっているのと、あと東出委員がおっしゃったようにトロッコのほうと連携しながら、来たらそっちに行き、来たらそっちに行きというふうな感じで、お互いに利用者を増やすということもしております。

また、文化財触れて等々ありますので、触れられないものもありますけれども、そこら辺は体験ということで常に行っております。

また、江差線の制服とも特別線としてやっておりますが、どういふかたが多いかと言うと結構やはり好きなかたです。やはりそういう鉄道のマニアと言ったら語弊ありますけれども、結構来ますそこら辺は。そういう要因のもとで増えているというご理解していただければと思います。お願いいたします。

平野委員長 東出委員。

東出委員 いまいろいろと私の質問に答えていただいたんですけども、それじゃある程度次年度に向けてもやはりあの施設の利用状況を利用者数を上げていくためには、コロナの関係はあるんだけど、増やしていくために3,500人近くまで戻すための施策というのは何か考えていますか。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 今年度から裏手にあります収蔵庫、そちらのほうをオープンさせまして、その中のいままでのあります遺跡等を見られるという状況にして、そういうやはり埋蔵文化財の好きなかたにはもうすごい来て、そういう企画的なものもやっておりますので、次年度も引き続き続けたいと思います。以上です。

平野委員長 ほか。

安齋委員。

安齋委員 スポーツセンターと図書室、コロナ利用前よりも今年度の上半期利用者の数が増えているんですけども、これはなにかどういふ原因があるのかわかりますか。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 まずスポーツセンターの利用状況が多くなりましたのは、主催のバレーボール大会とか大きくまた来られるようになりましたので、そこら辺で函館でやっていた大会を木古内で、なんとか杯、なんとか杯ってたくさんあるんですけども、先生が力

を入れてくれまして木古内で開催することが大きな要因となります。

図書室の利用状況につきましては、今年度から図書館司書ということで、専門の司書さんが来ていただきまして、いろいろ図書室講座だとか企画展みたいな感じで少しずつでありますけれども、人が訪れ図書室を利用してくれる人が増えていただいて、感心を持っていただいているってことがありますので、引き続き図書室についてもいろいろな講座等を開きながら利用者を増やすという考えでいます。以上です。

平野委員長 ほかいかがでしょうか。

又地委員。

又地委員 郷土資料館なんですけれども、過日鉄道マニアの長江郁孝さんが持っているものを郷土資料館で展示しましたね。その部分での来てくれた人数を掌握しているかな。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 大変申し訳ございません。又地委員、掌握はちょっとしておりませんでした。

平野委員長 又地委員。

又地委員 本人から大して来てくれないんだよねっていう話もあったんですよ。長江さんは、元鉄道員だし松前線・江差線のいろんなものを集めたり、あるいは本州の駅の名前だとかってあちこちから集めてくれて、大変ある意味では長江さんに申し訳なかったなという気もしているんです。もう少しPRをとにかくしてほしかったなということがありました。それは、教育長もおりますので長江さんにたぶんお礼って言いますか、そういう気持ちを十分伝えておいていただきたい。後日でいいですので、木元館長に聞いてどのくらいの人数だったか教えてください。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

3. 小・中学校ICT化の進捗状況について

平野委員長 なければ続いて、3.の小・中学校ICT化の進捗状況について3ページに記載ですので、説明をお願いします。

加藤課長。

加藤生涯学習課長 それでは3点目、小・中学校のICT化の進捗状況についてご説明いたします。

資料は3ページとなります。

機器の導入は、令和3年2月に導入しております。

内訳は記載のとおり、iPadタブレットを小中学校の先生、児童・生徒に199台、その他、大型テレビ、Appleテレビを導入しております。

機器の活用につきましては、iPadを使用し大型テレビに表示して授業に活用しております。メリットの一つとしては、大型テレビにミラーリング表示することによってクラス全員の発表を一度に見られることや、インターネット検索機能を併用した調べ学習、また校外学習の際に記録などで活用されております。

また、校外学習の際には内臓カメラで撮影いたしました画像を端末に保存し、活用して

いる状況でもございます。

さらに、デジタル教科書の活用も令和3年度より国の実証事業で記載の科目を小・中学校で行っておりまして、紙の教科書と併用して実施している状況でございます。

小・中学校のICT化の進捗状況につきましては、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

平野委員長 質疑をお受けいたします。

新井田委員。

新井田委員 一つお尋ねをさせていただきます。

もはや小学生・中学生の皆さんも我々以上にデジタル的な部分に関しては、もう大変な進歩だと思います。そういう中で、デジタル教科書の活用についてという項目がありますけれども、令和3年度・令和4年度っていうことで、「両校において1から2教科の」という謳い文句がありますけれども、記載文句がありますけれども、今後この教科書の数を増やされる計画はあるのでしょうか。その辺ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 デジタル教科書の今後の導入なんですけど、基本的には算数・数学とあと社会等なんですけど、基本的にはいまのこの3教科、プラスアルファで英語を重点的に進めるということで、全てがデジタルになるわけではないということです。というふうに文科省のほうでも通知はありますので、今後どのように変化していくかというのは、文科省の通知等で来ましたらお知らせしたいと思います。以上です。

平野委員長 ほかどうでしょうか。

又地委員。

又地委員 木古内も2年くらい前からいろいろICT化に取り組んできたという中で、このたび教育長の専門分野であろうかと思えます。そんな中で、過日の新聞に渡島の中学校だったと思えますけれども、中学校の渡島と檜山と比べた場合に、檜山は平均点数以上という新聞に報道されておりました。そんなことを考えますと、勉強ばかりが脳ではないと思いつつも、新教育長にはこれらの機器を使った教育の中で、さらなる教育の部分では大いに活躍していただきたいなとそんなふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 東出委員。

東出委員 又地委員がおっしゃるのは当然だと私も思っておりますし、ただ、いまここに見たら今年4年度中学3年生全国学力学習状況調査結果からという学校からの通信に私いま見ているんですけれども、いまICTによるいまの学習なんですけれども、例えば国語で言うと二重丸のものは話すこと・聞くことが意見発表までは活かされている。黒ポツ、読むことに関して時系列や出来事など弁別しながら読み深める力が不足していると。算数、全体的に計算力が向上している。また、計算分野に関する理解力がある。黒星、数学用語の理解を深めることが必要である。図形の性質を理解させる必要がある。問題文の読解力が弱く文字式に表すことが苦手であると。それから理科、実験に関しては積極的に取り組んでいる。化学式や化学反応になどについて、モデルなど等々と二重丸のものは算数・国語・理科、一つはあるんですよ。そして、黒星が国語は一つ、数学は三つ、理科が二つと

あるんですけれども、教育長この辺の部分については、これを見たと思うんですけれども、この辺についていまのICT化の中で、どのように子ども達の学力の向上をしてあげるといことは、大変就任して間もないんですけれども、考えがあればこの機会にお伺いしておきたいと思ひます。

平野委員長 教育長。

藤澤教育長 又地委員、東出委員の質問にお答えさせていただきます。ありがとうございます。

まずいまお話ありましたように、ICTの教育活用につきましては、地域地域によって取り組むスタート時点がバラツキがあったと。我が町木古内町のほうでは昨年2年度からということで、いまICT活用した学びの環境を調べていっていますので、全国一斉とはいえ早いところとそうでないところがあったということが前提にあります。ですので、これからはせっかく機器がありますから端末がありますから、先生も子ども達も保護者も含めて、その利用活用をしっかりと周知しながら持ち帰りも含めて活用を推進していつて、もともと子ども達の持つ能力を引き出すための道具でしかありませんので、あくまでも子どもが持つ能力・資質をその道具を活用して伸ばしていくと。先ほど話してましたように、IT・ICTだけではなく木古内の持つ豊かな自然・資源をしっかりとアナログとデジタルを融合しながら、木古内の子ども達の心の醸成を育てながら、これから来年度に向けて職員一丸となって先生方も含めて研修制度も充実していきながら、やはり先生と言えどもそれまでそういった道具を活用して教える機会が少なかったと圧倒的というような環境もありますから、いま学校長とも話をしながら教員の資質向上を図りながら、子ども達の能力を伸ばしていく環境作りを取り組んでいきたいというふうに思ひますので、ぜひ今後の先生方議員の皆さんのご理解とお力添えをいただければと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

平野委員長 東出委員。

東出委員 だから、私先ほど国語・算数・理科と聞いた中で黒星付いている部分、その辺については学校の先生ともやはりこの辺は教育長ともよく相談して、どうやったらこの黒星が来年は二重丸になるかということの研究していただくことを要望して終わります。

平野委員長 要望で終わりですので、よろしいです。

わたしからもちょっと1点なんですけれども、まさにいま時代の流れでICT化で、我が町も2年前から1人1台の端末で学ばれていると。当然ながら、今後の時代に絶対的に必要な話なのは理解しますし、教育長先ほど申し上げたように、大自然を含め「アナログとの融合」という言葉、大変良いことだと思うんですけれども、実際はやはり子ども達は依存症でしたり、ここにもあるようにインターネットの検索機能を併用した調べ学習、いわゆるググる、ググって調べる。それをやることによって我々大人も例えば辞典を調べてやるよりもよっぽど簡単なわけですから、それによって実は頭にしっかり入っていないだとか、しまいに字も書けないだとか、デメリットも相当数あると思ひます。プラス、いま社会問題にもなっておりますSNSを通じてのいじめですとか、そのことによって家庭にこもってゲームを何時間もやって部屋にこもりっぱなし、部屋にいても全世界の人とゲームやりますからそんなおもしろいこと覚えたらなくて、外に出て遊ぶなんてことはほぼしないってというようなのが現状だと思ひます。その辺の子ども達に対する教育の仕方っ

というのは、学校の先生方とどの程度のルール決めと言いますか現状されているんでしょうね。

それと担当課長、過去と比べていまだいぶスマホの所持年齢が下がっていると思うんですけれども、中学生だといまほぼ 100 %に近いんでしょうか、小学生も含めて個人の保持率を把握しているのであればそこもあわせて教えてほしいなと思いますけれども。

教育長。

藤澤教育長 ありがとうございます。ただいまのご質問について、お答えさせていただきます。

まずおっしゃるとおり、情報モラルの部分とデジタル・シティズンシップ教育というところがあって、いわゆる端末をインターネットを活用する際に道徳がきちんと育っていないければ、その便利な端末を正しく使える知識っていうのがあわせて教育していく人まで必要があります。

一方で、危険やリスクがあるからといって使わせないということは、やはりガード自体難しいわけです。ですからこういうのは、いかに正しく使わせていくかっていうことの教育をいま世界では行われている、それがデジタル・シティズンシップ教育というふう新しい教育としていま言われています。

一方で、使う側としてのモラルをしっかりと醸成していく、いわゆるこれまで道徳教育というのが情報モラル教育という形でやられています。木古内に関しましては、昨年から私のほうが情報モラル教育を小学校・中学校で、いま実施させていただいております。

ただ、この回数は毎月ではなくて、まだ1回・2回程度でいまやっておりますけれども、実態調査といたしましては中学生は全員がもうすでにラインを経験しています。小学校も1年生以上は、ラインというものの自体を認識しています。使っている使っていないに関しましては、それぞれのご家庭でのルールになっておりますので、学校が推奨しているわけではなくて、やはり子ども達だけではなく家庭に対するそういった教育も今後していかなきゃいけないんですが、如何せん学校から家庭教育というのは、なかなかアプローチが難しいところもありますので、今後はそういった含めた地域連携も含めながら、子ども達の正しい使い方、モラルの醸成をやはりどんどん取り組んでいく必要があるというふうに認識しておりますので、来年度以降また私も一緒になって学校の先生等含めて、子ども達の健全な育成に対応していきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 大変、申し訳ございません。スマホの保持率、以前一度広報等でも周知しましたけれども、それ以降調査しておりませんので、いま教育長がおっしゃるとおり、モラル教育の中でどれだけ保持しているのかというのも調べられますので、そこら辺はすぐに調べたいと思います。以上です。

平野委員長 私も小学校PTA時代うちの子どもが小学生時代10数年前なんですが、当時から当然家庭内のゲームだったりスマホの操作の勉強会、PTAでやったりしていたんです。その頃も依存症を含めた心配事が多々あって、危険なサイトに行くとか請求がくるだとかそういうことも含めて勉強したんです。ただ、いま教育長おっしゃったように家庭にある程度任せなきゃならない部分があるとおっしゃいましたけれども、いまの我々世代もほ

ぼほぼ依存症なんですよ、見ていると。社会に行っても当然電車通勤されているかた 100%の人、都会に行くときと目も気にせず漫画読んじゃったりして、とても私達田舎の感覚としては恥ずかしくないのかなと思うぐらい、これがあって当たり前。そんな中で育つ子ども達は、当然それがあって当たり前の状況なんです。ただ、これから大事なわけですから、例えば学校から持ち帰りしてそれをずっとやっていたら遊んでいるんじゃないで、勉強だっていうふうにもとらわれますし、そこを上手く利用じゃないですけども、子ども達は学校からのタブレットも含み、自分の持っている携帯も含み、ずっと触っていても別に注意も誰にもされないしって世の中になってきているんですね。その歯止めをやはり ICT に力入れをするのと同時に、やはり我が町の方針として親に勝手に任せるのではなくて、推奨の時間でしたりモラル・マナーでしたりをあわせて力入れをいってほしいなと思います。先ほどそのようなことを申し上げたので、答弁はいりませんけれども、そこは強く申し上げたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

ほかなければ、又地委員。

又地委員 きょうの事務調査にちょっと離れているんですけども、過日の新聞で不登校児童生徒の数がすごいんです。

平野委員長 議長、その他で 4 番終わってからやりませんか。全体の質疑も受け入れますので、私もそのこと触れたいなと思っていましたものですから。

ICT 化についてよければ次に進みますけれども、よろしいですか。

吉田委員。

吉田委員 短くいきます。

先ほどから子ども達のタブレットですか、それはいいんですけども学校の教える側の先生方、これがやはりちゃんとしていないと子ども達に伝わらない。まして教員というのは転勤で、全部の学校がタブレットになっていけばいいけれども、タブレットのやっていないところから先生が来た場合になった時には、ちょっと厳しいものがあるのかなっていうのをいま実際問題あるんです。そんな中で、ここに来る以上はそれは当然の話になってくるので、そこら辺の教員のかたの研修っていうかそれに対してどうやっていくのかっていう教育委員会とか校長先生とどういう話をしているのかっていうのをもしあったらお聞かせいただきたいなと思いますけれども。

平野委員長 敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 教員に対しての指導・研修なんですけれども、ICT 支援員小学校・中学校に入っております、操作方法がちょっと不安だとか授業でどういうふうに活用したらいいんだろうという時には、支援員が授業の指導ではないんですけども、サポートみたいな感じで操作方法の手順だとか詳しく教員に説明しながら進めている部分はありますので、そこは不安な先生がもしいらっしても支援員のほうでサポートしてやっていく感じになりますので。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 心配事あるんです。結局は当町の子ども達っていうのは、それに慣れる。先生方がもしかしたら子どもよりあれだったら、はてなになっちゃうんですね。そこら辺はいま聞いたとおり、支援員の人達がきちんとサポートするという体制ができていうことで、私はちょっと安心したんですけども、そこら辺でやはり子ども達と先生のコミ

コミュニケーションの中で生じないような形の中で、学校教育を進めていただきたいと思います。要望をお願いします。

平野委員長 ICTばかりじゃなくて、各地域によっては学校の取り組んでいる内容って違って、良い例が木古内ってスキー授業やっているじゃないですか。そうしたら、当然スキーできる先生はいいんですけれども、スキーをやったことない先生がここに来たらスキー買わなきゃならない、覚えなきゃならないのって一時文句じゃないですけれども、やはり愚痴として話を聞いたことあるんですけれども、それらも含めて転勤される先生ですから対応していかなきゃならないなと思うんですけれども、やはりそのサポートはしっかり体制整えていかなきゃならないと思うので、いまの話で吉田委員は安心されたということによろしいんですね。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

4. 木古内小学校前の通学路整備状況について

平野委員長 なければ続いて、4番に進んでください。ページは4ページとなります。

加藤課長。

加藤生涯学習課長 それでは四つ目の項目、木古内小学校前の通学路の整備状況について、報告となります。

状況につきましては、資料4ページの写真のとおり、日付につきましては令和4年10月24日に、警察のほうで路側帯の塗装を実施していただきました。以上となります。

平野委員長 これ実は私、一般質問した内容のものなんですけれども、せっかくこのように実際取り組まれたので、一応報告ということで皆さんに周知したほうがいいのかなと思って項目に入れさせていただきました。

質疑をお受けいたします。

又地委員。

又地委員 警察でライン引いたの。

平野委員長 加藤課長。

加藤生涯学習課長 又地委員の言うとおりです。警察の予算で対応していただきました。

平野委員長 ほか。

一般質問の中でいろいろ優先順位が先なので、なんとかいろいろ考えていくと町長の言葉あったとおり、まずはライン引きをしっかりと明確に一応歩くところと車のところを分けた形なんですけれども、これ以外の部分のさらなる安全対策っていうのは、いま現在なにか検討されていることとあってありますか。

副町長。

羽沢副町長 通学路に限らず、町内の交通安全の面から次年度、カラーリング等も検討した中で進めていきたいなという思いはいま持っておりますが、まだちょっとその協議を町民課、生涯学習課、建設水道課含めて、そこは進めていきたいというふうには考えております。以上です。

平野委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、一応記載の項目については終えたいと思いますが、生涯学習課の全てをとおして質疑と言いますか聞きたいことがあれば受け入れたいと思いますので。

先ほど、又地委員からチラッと出ましたけれども、議題にはないんですけれども、新聞に。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 18 分

再開 午後 3 時 26 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

教育委員会生涯学習課について、なにかあと質疑あるかたいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 いなければ以上をもちまして、生涯学習課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 27 分

再開 午後 3 時 29 分

3. その他

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

常任委員会まだしっかりと閉めておりませんので、一応3のその他ですけれども、事務局からもこちらからも特段ないんですけれども、委員のほうからなにかございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ以上をもちまして、第3回の総務・経済常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、お疲れ様でした。

説明員：羽沢副町長、福井（弘）税務課長、山下主査、阿部町民課長、敦澤（裕）主査
村上主任、田畑まちづくり未来課長、大山主査、藤澤教育長、加藤生涯学習課長
敦澤（祐）主査、佐藤（元）主査

傍 聴：なし

報 道：(道新) 金 支局長

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志